

第九回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第六号

昭和二十五年十一月二十九日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君

理事 龍野喜一郎君 理事 藤田 義光君

理事 門司 亮君

生田 和平君

門脇勝太郎君

小玉 治行君

橋本登美三郎君

鈴木 幹雄君

山手 満男君

木村 榮治君

大石ヨシエ君

出席國務大臣

法務総裁 大橋 武夫君

國務大臣 岡野 清豪君

出席政府委員

全國選挙管理委員会委員長 長 世吉君

總理府事務官(全國選挙管理委員会事務局局長事務代理) 石渡清太郎君

地方財政部長 野村 秀雄君

總理府事務官(地方財政局長事務代理) 荻田 保君

地方自治局長 小野 哲君

總理府事務官(地方自治局長事務代理) 鈴木 俊一君

地方自治局長 藤井 貞夫君

總理府事務官(地方自治局長事務代理) 藤井 貞夫君

公務員課長

委員外の出席者

總理府事務官 武岡 憲一君

地方財政委員長 武岡 憲一君

專門員 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

十一月二十八日

トラックに対する自動車税の軽減等に関する請願(辻寛一君紹介)(第一号)

同(渡邊良夫君紹介)(第二号)

地方公務員の給与改訂等に伴う平衡交付金補正の請願(山崎岩男君外一名紹介)(第八五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

地方公務員法案(内閣提出第一号)

地方公共団体の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第七号)

地方財政確保に関する件

○前尾委員長 これより会議を開きます。

まず地方公共団体の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたして、これより質疑に入りま

す。門司亮君。

○門司委員 私は選挙に関しまして

大橋法務総裁にお聞きをしておきたい

と思つてあります。それは前回の委

員会で、選挙管理委員会に對しまし

て、一応質問をいたしました。その質

問の内容と同じであります。実は大

阪府の茨木市の問題といたしまして、

市会で一名の議員に對して、市会を侮

辱しあるいは市会議員としての行動と

して、あまりよろしくないことがあ

つたということが議題に取上げられま

して、茨木市の市会におきましては懲罰

委員会を設置いたしました。その懲罰

委員会の決議に基いて、これが本会議

に上程され、本会議におきましては成

規の賛成者を得まして、遂に除名を決

いたしましたので、やむを得ず一名を取

消しまして、そして選挙は一名にし

て行つたのであります。問題は單にこ

れだけではありません。ここで考えなけ

ればなりませんことは、選挙の途中に

おいて、選挙管理委員会が告示いたし

ましたその内容にきわめて大きな異動

を生じておるのであります。このまま

選挙をしたということが一体適法であ

つたかということ、それがよかつたか

ということについては、選挙管理委員

会にこの前お聞きをいたしました。事

選挙管理委員会といたしまして、事

務局長あるいは管理委員長からの答弁

は、当時出席がなかつたので求められ

ておりませんが、係の方の答弁により

ますと、この告示の当初と違つた状態

にあるので、当然取消すべきである

が、選挙の告示の全体を取消すべきで

あるか、あるいは一部を取消すべきで

あるかということについては、選挙管

理委員会としては十分な結論を得てい

ない。しかし当時茨木市からそういう

問合せがあつたが、それはすでに告示

をして行つたので、一名だけを取消し

て選挙は行つた。こうなつて参りますと、

立候補をいたしました者の側から見ま

すと、定員が二名の選挙をいたします

場合と一名の選挙をいたします場合と

におきましては、非常に大きな違いが

ありますので、おのづからここに選挙

をいたしました者と選挙管理委員会と

の間に、話によりますと損害賠償とか

何とかいうようないろ／＼な問題まで

実は起つて来る。私もあるいはそ

ういうことも起りかねない時代である

というように、実は考えるのであります

す。問題は選挙自体の問題であります

が、次に問題になつて参りますのは議

るのであります。その場合に行政訴訟は行政訴訟といたしまして、さつき申し上げたように、これが議決権と行政権との関係であります。單に出訴することが出来るから、議決権よりも行政権の方が強いのだという解釈をしていいかどうか。

○大橋國務大臣 たとい議決機関の処分でありましても、行政処分に対しては不服の訴えは一般的に許されておる、かように考えております。

○門司委員 そういたしますと、議決権に対する効力というものは、一体どの辺まであるかという問題であります。議決権は御存じのように、いろいろな問題を議決いたして参ります。その場合におきましても、ことに議員の身分に関する問題というものは、かなり大きな問題であります。もしこれが今の仮処分によつて身分が決定するということになつて参りますと、できて参りますものは、市会のはほとんど全員が——この茨木市の当時の速記録を読んで見ますと、ほとんど全員に近いほどの議員が——わずかに三名かその反対があつたと思ひます。あとは全員が賛成をしております。その場合に、單に裁判所の行政処置によつてその決議をくつがえして、またたく信頼しない議員の発言、あるいは除名された議員の発言というものが、やはり市会で大きく反映して来るというところになつて参ります。おそろしくこの人も、身分が保障されたということになります。議場に於て来るべきことになりましても、そういたして参ります。これらの方の発言というものが、相当大きな問題になつて来る、と同時にこういうことが地方の自治

治体の円満なる遂行の上に、一体正しに行き方であるかどうかということになります。ほかのいろいろな議決いたしました事項に対しての訴訟であるとか何とかいうことなら、これは多少の意見はあると思ひますが、しかし、人の問題でありましても、これに感情もあつて参ります。市会はその簡単に円満には行かないと考えております。市会が円満に遂行できないようなら、あるいは市会が議決いたしまして、行政権がこれより上に力を持つてゐるのだということになつて参ります。市会の議決権というものは非常に輕んぜられる形をとつて参ります。いろいろ弊害を起して来ると思ひます。お考えが、その点に対する總裁のお考えと、もう一つついでに承つておきたいのであります。かりに仮処分が決定いたしました身分が保障されましても、それなら再度市会での除名を決議するということになるかどうか。

○大橋國務大臣 議決権を尊重いたすという上から申しまして、議決機関の議決に對して執行停止の裁判があるというところが、おもしろくないという御意見だと思ひましたのであります。これが、これはしかし現在の法制の建前といたしましては、議決権にも必ずしも誤りはないわけでもない。従ひましてその議決機関の議決に對しては、關係者からこれが取消しの訴えを求めることが出来る。そうして取消しの訴えを一方において求めておられます場合に、その取消しの目的となつておる議決行為を、そのまま執行せしめま

す、一方において取消しを求むる者のために、償ふことのできないような損失を生ずるおそれがある。従ひましてこれこれの利益をこの場合具體的に重く見るかということに判斷して、適正に裁判されるということに期待して、この條文ができておると思ひます。もとよりこれを運用いたすにあたりましては、議決機関の議決権というものを、できる限り尊重するといふ精神をもつて運用しなければならぬことは申すまでもない次第であります。具體的なこの事件におきまして、はたしてかような精神が守られておつたかどうかということになります。批評になりますので、私の立場としてはお答えを差控へさせていただきます。いと存ずるのであります。

次にこの除名処分が執行停止になつておられます。この場合に、重ねて議決機関が除名決議をすることが出来るかどうかという御質問でございます。この点につきましては、新しく除名の理由が發生いたしました場合に、おきましては、當然その新たな理由を原因といたしまして、新しい除名決議をする。これは、一向妨げのないものと考へるのであります。

○門司委員 そうなつて参りますと、またつたこの議決権よりも行政権の方が上に行くのだという解釈に、私は結論がなつて思ひますが、一体そういうことがもし許されるといたしますならば、地方の議会の議決権というものは、何處も申し上げますように、非常に薄弱になつてしまつて、ほとんど効力がなくなつてしまふ。それと同時に、これが及ぼします影響といふものは、裁判所でも非常に重大なこ

とをしないのでございしようが、市会全体の意思でこれを除名するということも、裁判所に対抗できる道を一応開くといふのは、私も必ずしもむだではないと考へておられます。しかし一方におきましては、御存じのようにすでに選挙を告示しておる。先ほどのお話を引例いたしますと、常識的にものを見て参りますと、片一方ですでに選挙を告示して、選挙の行われておる最中に、一体裁判所がこれに對して決定を與えるということは、先ほど申し上げておられますように、選挙の効力自体に非常に大きな影響を將來持つて来る危険性を持つておられます。一体今これこれは申し上げられないという意見でございましたが、むろん裁判所の行つておられますことについて、法務總裁として意見がましいことを言ひ、さらにさしずも何もできないことは、われわれもよく存じております。下級の裁判所におきましても、判事の行つたことに對して、上級の裁判所から命令をする、取消しをするというところは許されるわけでないことは、十分承知いたしております。そういうことが大橋さん個人の考へとして、適切であつたかどうかということでありま。この点をひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 行政事件訴訟特例法の第十條第二項は、先ほど申し上げましたように、処分の執行が行われましような損害が起るかもしれない。それを避けるために、緊急の必要がある場合には、処分の執行停止をしてもよろしい、こういう規定に相なつております。しかし一方において、選挙の告示が行われておる、選挙が始まつておる、その結果選挙がそのまま行われましても、当選人が決定するということになりま。除名処分の取消しを求めておる原告の側から申しますと、これは償うべからざる損害が差迫つて来ている、こういう状態でありま。そしてこの状態を避けるために、緊急の措置としては當然執行停止ということ考へ得るわけでありまして、私はこの場合に、かような措置が行われるというところは當然考へ得られることであると思ひます。

○門司委員 選挙管理委員会の方はおいでになつていますか。

○前尾委員長 お見えになつております。

○門司委員 そういたしますと、選挙管理委員会の方にお聞きしたいと思ひます。今の大橋さんの意見だいたしと、提訴の終末を待たなければ、当然告示をして選挙を行うということが不都合の考へるものであります。選挙管理委員会はどうか。ふうにお考へになつておられますか。

○石渡説明員 ただいまの御質問でございますが、茨木の場合は公職選挙法の規定に基づきまして教育委員の選挙が行われます。市町村議員の欠けたものがござい。また、通常の選挙管理委員会としては裁量の余地なく、同時に選挙を行わなければならぬのであります。ただいまのような選挙自体の効力につきまして、あるいは当選の効力につきまして提訴になつて

おります場合におきましては、これは選挙を行うことはできませんので、その他の場合の提訴につきましても、訴訟が係属中にあるという理由をもちましては、選挙を行つてはならないという法律上の規定がございますので、その場合には補欠選挙は執行しなければならぬ、こういうふうになつております。裁量の余地がなくなつておりますから、そういうふうなことになつたのであります。

○門司委員 そういたしますと、これは現実の問題として、実際、今、先ほども申し上げており、また御承知のような問題が起つておるのであります。これは一つの法律のポケットといふか、一つの穴であるといふふうに解釈してさしつかえございませんか。

○石渡説明員 必ずしも法律の欠陥といふふうに断定はできないのではないかと、議論の余地はあろうかとも存じますが、欠陥であるといふふうには考えておりません。

○門司委員 議論の余地だけで私は済まされない、それで私は考えますのは、これは私は法律の欠陥でなければならぬと考えております。そういういたしますと選挙管理委員会はどうしてこれを取消しになつたかということであります。これは当然欠陥があるから告示されたのであつて、それが法律の欠陥、私の申し上げておりますのは、片方は訴訟いたしておりますので、その訴訟の結果、あるいは勝訴になるかもしれない、勝訴になつた場合は当然議員たる資格が生れて来るのであります。そうすると選挙を行つたこと自体を全部取消しなければならぬといふことができ上つて来ると思ひます。議員

が二人、一人の定員をふやすというわけには参りませんので、これを防止することのために、あるいは選挙法の中にそういう身分関係において提訴が行われておるといふ場合には、その判決を待つまでは、補欠選挙は行えないという規定が設けられておれば、今度のようない間違ひはなかつたと思ひます。

これは行政権、議決権の問題は別にして、そういう規定がないから、今のようなお話が出て来ると思ひます。それを選挙管理委員会、法律の欠陥でなかつたといふ御答弁になつて参りますと、一体どういふふうな結果をつけることができるかといふことであります。私はどこまでもこれは一つの法律の穴であつたといふふうに、解釈する方がよいのではないかと考えるものであります。が、やはりそうお考えになりませんか。

○石渡説明員 ただいまの問題は、類似の問題といひまして、リコールの手続が進行中でございますとか、あるいは訴訟が係属中であるといふ場合に、おきまして、なおただいまの例示のありましたような、補欠選挙は行わなければならないような規定になつておりました。御指摘のように、確かに議論の余地のある問題であらうと思ひますが、だからと申しまして、その場合に、補欠選挙は全部できないことにしてしまふといふことにつきましても、若干の疑問があるように思ひのであります。

○門司委員 大橋さんに聞きたいのですが、今の選挙管理委員会の御答弁では、選挙管理委員会としては、大休欠員として選挙を行うことが正しい。いろいろ議論はあると思ひますが、法律上の

欠陥とも今のところ考えておらないといふ御答弁があつたのであります。が、もしその通りだといひますと、非常にデリケートな問題ができて参ります。一体これをどう処理すればいいかといふことが次の問題になる。

もう一つお聞きしておきたいと思ひますことは、議決に對していろいろな提訴をすることができるといふことは、私は一応道を開くべきであると考えております。が、必ずしも市会が横暴をしないとも限りませんので、あるいは市会の横暴に對して、多少の正論を通すといふことで、行政訴訟も必要であるかといふことは一応考えられるのであります。が、こういう身分の問題に關してやはりこの議決いたしますこと、それからもう一つは、條例その他に對してする議決につきましては、あるいはこれを三分の一の署名を求めて、そうして條例その他を變更することを請求する権利を、住民は持つておるわけでありまして、しかしそのことについてもし不平の議員があつて、それがその議決は無効であるといふことの訴訟をいたしました場合に、やはりこれと同様な取扱いが受けられるかどうかといふことであります。

○大橋國務大臣 法律上の解釈といひましては、行政処分の内容のいかんにかかわらず、特例法の第十條第二項といふものは適用があるといふことになつております。しかしもとよりこれが運用にあたりまして、裁判官の良識ある判断によつて行われるものと考えますので、あまり非常識な欠陥が起ることはなからうと考えるのであります。

○門司委員 もう一つ聞いておきたいと思ひますことは、仮処分は取消すことができるはずであります。が、仮処分の取消しの要求は、市会としてそういう処置がとれるものであるかどうか。

○大橋國務大臣 市会といひましては、さういふ道は開かれておりません。

○門司委員 そういたしますと、仮処分の取消しは、市会として市会の議決でこれを要求することができないといふことになりまして、まづ一方の裁判官の物の考え方で、市会の議決権が簡単に停止されるというふうになつて参るのであります。が、そういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○大橋國務大臣 結果といひましては、そういうことになると思ひます。

○門司委員 これ以上大橋さんの議論はいたしません。結果として参りまふことになるといふことになつて参ります。これにも私は非常に大きな問題があるのじやないかといふように考えるのであります。同時にこれは自治庁の長官に伺つておきたいと思ひますが、自治法の中に御存じのように一応いろいろおしした出訴すること、提訴することでもできるとありますけれども、しかし除名の問題に關連いたしましては、何らかの方法を講じておきませんと、こういう問題が繰返されて起つて参ります。そうして必ず市会で議決したことを、ある程度くつがえすような処置に出するものが私はたくさん出て来ると思ひます。そうすると市会の権威といふものは、まづたく疑われることになりまして、同時に、市会あるいは市町村会が将来円満に遂行ができる

なくなる事態を引起して、地方の自治体は非常に運営上困る問題が出て来はしないかといふように考えております。と同時に、少くともこの市会の権威といふもの、対する市民の信頼といふもの、また薄くなつて来ると思ひます。これは何らかのやうな方法を講ずべきじやないかといふふうに考えるのであります。が、自治庁の長官として、この地方自治法の建前から、どういふふうにお考えになりますか。

○岡野國務大臣 御説しごくごつとものように伺ひます。よく考究いたしまして、考慮いたしたいと思ひます。

○門司委員 よく考究してといふようなお話であります。よく考究してといふことになると、それ以上私が聞いてもやはり同じようなことだと思ひます。しかしこういう矛盾を自治庁の長官として十分認識されるかどうかといふことであります。これについては私は具体的に申し上げるならば、あるいはこれを防止することのために、この除名処分等に対しましては、提訴する期間を一応設けておく。この期間内にこれを提訴するといふようなことを、はつきりして来ますならば、今の茨木市のような問題は私は起らぬと思ひます。選挙管理委員会は、先ほど法的には何ら欠陥はない。問題ではあるが、ポケットではないといふお話でありますけれども、私は大きなポケットだと思ひます。ポケットでなければ、こゝういふ問題は起らぬと思ひます。それを補いますことのために、地方自治法にこゝういふ規定を設けるか、あるいは選挙法の中にこゝういふ規定を設けるか、いづれこれは防止することを考えておきませんと、單に茨木市の問題として発

生した一つの問題だけで、私は済まされぬと思ひますが、その点に対する自治庁の長官としてのお考えをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 事務当局から詳しく御説明申し上げます。

○鈴木俊政府委員 だん／＼門司委員から、議会の議決が違法でありました場合、その一つの例として除名議決等につきましても、措置をどう考えるか、また選挙を行うべき事由自体について確定的なことになつておりません場合、選挙を行うことがよいかどうかという点について、いろいろお話をございしましたが、私も現行の立法の上におきましては、議会の議決につきましては、特にそれが違法でありました場合におきましては、地方自治法の長が裁判所に出訴するという自治法の單獨規定があります。しかし一般的には行政事件訴訟特例法によりまして、違法な行政処分については出訴の道がありますが、議会の議決自体について、一般的に明確に出訴するというような規定は、必ずしも明瞭でございせん。この点はそういう違法な議会の議決につきまして、どういうふうにいたしますか、今裁判所がいろいろ仮処分等を行つておられるのでございします。

そういう例はいずれも地方自治の上におきましては、地方的な紛糾になつておる問題でございまして、そういう場合に、もし仮処分というふうなものが、はたして適法に行われるかどうか、これらの点につきましては、制度上さらに私ども研究する必要があると思つております。それから今のリコール等がありました場合にございまして、まだリコールについて訴訟が残つてお

る、そういうような際に、ただちに次の選挙手続に入つて行くというように、現在手続上なつておりますけれども、これにつきましても、そういうような行き方ははたして適當であるかどうか、ただいま岡野國務大臣から申し上げましたように、地方自治庁といつたしましては、今後さらに制度上の問題として、研究して参りたいと考えております。

○門司委員 もう一つ大橋さんにお聞きしておきたいと思ひます。最後に私は確かめておきたいと思ひます。実は提訴の問題については、手続上の欠陥があるつたということでありましたらば、これは当然私は提訴すべきであると考えております。手続上の何らの欠陥はない。茨木の場合におきましても、これは詳しく速記録を讀むと長くなりますから、私は省略いたしますが、理由をあげて、そしてそれに対して市会といつたしましては懲罰委員会を設置いたしました。懲罰委員会に付託をいたしまして、懲罰委員会はきわめて短い時間ではあります。とにかく懲罰委員会の一応の審議を経まして、その懲罰委員会の結果が本会議に報告されて、本会議でこれが採択をされておるのであります。従つて市会の手続上の問題につきましては、私は何らの落度がないつたというように考えています。そうなるつて参りますと、提訴いたしましたものは、その手続上の問題でなくして、おそれるこの内容について不都合であつたというふうなことが、提訴の理由になつておる。この提訴の処分はここに書いてありますので、これを説めばわかりますが、そういうことになつ

てゐる。そういたしますと、もし裁判所がそれを取上げて仮処分を認めたというふうになつて参りますと、明らかに自治権の侵害になつて来はしないか。手続上の問題に不都合があつたといふならば、これはやむを得ないと思ひますが、これは一つの問題になると思ひますが、しかしそういう手続はずつとふまれておつて、議決に至ります間において法律上何らの落度がございせん。ただその除名をいたします者の具体的項目について、自分は不平があるのだということになつて参りますと、それを行政裁判所が取上げて云々するということ、私は議決権の侵害ではないか、この解釈するのであります。大橋法務總裁のお考えはどうであるか、伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 現在の法制として裁判所にかよふの権能が認められておるのでございまして、裁判所がいたしましては、その法律上許される権能を發動いたしたのみでありまして、これをもつて理行法上自治権の侵害なりということはできないと私は考えております。

○門司委員 現行法上自治権の侵害ではないというように總裁は解釈される。私は思ひますが、法の精神は私は必ずしもそうではない。いやないかと思ひます。おそれる行政裁判所が議決権まで侵害して、議決権に対する容喙をするというふうなことはなからうと私は考えております。これがもう法的にそれういふものは、やはり将来の問題として十分研究すべき課題ではないか、このういふふうに考えておりますので、總

裁のこの際の御意見を承つておきたいと思ひます。それからもう一つは、これは非常に重要なことを聞くようでありまして、もし国会でこれを除名した場合に、一体どういふことになるのか、それを伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 国会の決議というものは、これは行政事件の対象となつておりません。従ひまして国会議員につきまして裁判所との間にかよふような問題を生ずるおそれはございせん。

○門司委員 ちよつとこの機会に感想だけを聞かしていただきたいに、行政手続の上で不都合があつた場合は、これは当然その不都合に対して、議決が無効だということと言へると思ひます。手続上間違ひがあつたということに対しては、十分提訴の理由になると思ひますが、議決の内容に関しまして、それが不都合であつたか、なかつたかということまで裁判所が出て来るというところは、ある程度議決権に対する一つの行政権の侵害ではないかというううに考えておりますが、この点に對する考え方を伺つておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 まずこれは用語だけの問題でございしますが、裁判所が執行停止をいたすということは、これは行政権といふべきものではなく、司法権の發動である。私は考えております。そうしてかような争ひにつきまして、それが手続上の問題ばかりでなく、實質上な点が理由とされる場合にございまして、現在の法律上の争ひについて、すべてこれを司法権によつて解決するというのが、現在の制度上は建前になつております。従ひまし

て、この場合におきまして、内容上の点を不服として提訴が行われるという制度も、現在の制度としては、當然のことでありまして、またこれを取上げて裁判所が執行停止をするということも、當然のことであると思ひます。ただ具体的事件については、はたしてこの場合の裁判所の裁判が適切であつたかどうかという問題は、別個の問題であります。制度上の問題といつたしましては、私はこれは當然のことである、かような感想を持つております。

○前尾委員長 それではこれに対する質疑は後刻にまた行ふことといたしまして、これより地方公務員法案を議題として質疑を続行いたします。門司委員。

○門司委員 この前の会議で、大臣の説明書に対する質問を總括的に申し上げます。前提をいたしまして、大体的な法案の説明でないことについてのみ発言をいたしておきましたので、これから大臣の説明につきまして、具體的なことについて少しお伺ひしておきたいと思ひます。

第一に聞いておきたいと思ひます。これは、きのうも人事院總裁、さらに保利労働大臣に十分お聞きをしたこととあります。この中にあります、公共団体に勤めております者の中立性の解

において、これがあくまでも中立性でなければならぬという事は、おの市の市あるいは都道府県の定めておられます条例、あるいは議決された事項について執行をいたします場合に、その執行の過程において、これが一党一派にことさらに偏したり、あるいはそのことのために住民に非常に迷惑をかけるというようなことがあつてはなりませんので、それらの職務の執行の上においては、もちろん中立性が重要かと考えております。しかし自分の持つております思想であるとか、あるいは政治上の信念であるとかいふものの活動までも、これによつて禁ずるという事は、ここに言われております地方公務員の中立性と、それから地方公務員の政治活動が禁止されておりますこと、この面において私は非常に大きな矛盾を感じておるのであります。従つて大臣の考えておられますこの地方公務員の中立性というもののついてのお答えを、この機会にひとつ願つておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 門司委員の御質問にお答え申し上げます。中立性と申しますことは、読んで字のごとく、中立性でございます。憲法に保障されておりますところの思想とかんとかいふものを、剝奪するといふわけではございません。しかしながら公務員は、国家公務員でも地方公務員でも同じであります。みな全体の奉仕者としてやつておるわけでございます。その全体の奉仕者たる立場というものを認めて、そうしてその中立という意義を解釈して行かなければならぬと考へます。でございますから、地方における職務に對して中立性を持つと同時に、また一

般の政治、国政に對しても中立を保たなければならぬ、こう私は考へております。

○門司委員 さつき大臣の御答弁の中にありましたように、決して信條であるとかんとかいふような中立性でないといふことになつて参りますと、ここに具体的にいふ／＼なことが説明書の中にも書かれておりますが、私どももいたしましては、この政治的の制限をどうしてもしなければならぬといふことについては、今の御答弁だけでは解決ができませんのであります。従つて中立性の意義については、私はこれ以上申し上げても、今までは申し上げておりましたので議論にいたしますから、これ以上にはこの機会には申し上げませんが、いづれ逐條審議の際にこれを申し上げて、さらに私どもの意見を申し上げたいと思つておりますが、もう一つ聞いておきたいと思ひます。この法律では日本の全体の自治体に対して、一つの法律で取締らうといふことになつておる。ところが御存じのように、日本の公共団体といふものは、一万数ありまして、それぞれおの／＼のやつております内容も異つておりますし、一方においては公営事業であり、一方においてはそれが同じ仕事をしておる都市も実はあるわけでありまして、そうなる参りますと、これが一方では公共事業であるといふことのために、その仕事に従事したしておりますものが政治的活動が十分でない。一方におきましては、これが私企業であるといふことのために、どんな政治活動をしてもちつともさしつかへがないとい

うようなことになつて参りますと、政治活動という國民に與えられた大きな権利を、地方公務員が制約されるということだけではなくして、そのおのの企業体についてやはりさういふものが出て来て、非常に跛行的なものをこしらへ上げるのではないかとさう考へておられますが、この点に對するお答えを願ひたい。

○岡野国務大臣 門司委員の御質問にお答え申し上げます。なるほどお説はしごくごもつともでございます。同じような仕事をしておりながら、片方は私企業で経営せられておる。片方はまた公共団体の事業として行われておる。申しますことが、社会の現状でございますから、われ／＼といたしましては、少くとも地方の経営しておるものにおいては、地方の公務員たる立場において、これを拘束して行くといふことが当然だと思ひます。でございますから社会情勢が変化しておりますので、はなから私企業に対しては自由におられるのに、公共団体が経営しておるものに従事員は、特別の制限を付けられなければならぬといふことは、これはいたし方がないのではないかと考へるのであります。この点はいたしかたがないといふ一言に盡きはしないかと思ひます。

○門司委員 その次に問題になりますのは、例の政治活動の禁止と同時に、労働者に対する労働三法の適用を除外するといふ問題でございます。この問題もさつき申し上げましたように、事業の業態がおの／＼異なつておりますので、公営事業をやつておられますところにはこれが適用される、それから私企業のところにはこれが適用されないといふことは、さつき政治活動と同じようになりまして、政治的活動と同じようになりまして、その場合にこれが住民に及ぼす影響でありまして、住民に及ぼす影響は、これが私企業であろうと、公営事業でありましようとも、この事業体といふものはまづ同じでありますので、同じようなことが考へられる。そこで一つの地方の全体の自治体に対して、従業員に對して當てはめて参ります法律としての矛盾は、ここに大きな一つの欠陥があるのではないかと考へる。一方は公営企業体であるといふが、公共団体の事業の経営形態であることのために、争議も起すことができない、あるいは団体交渉もこの法律によりまして完全な団体交渉ではない。一方の都市はこれが私の方の業で行つておりますことのためにそれが許されておる、こゝういふことになると思ひますが、もし一方の私の業の方の労働団体が罷業を行い、あるいは怠業を行つた場合の市民に及ぼす影響といふものは、一体どうであるかといふこと、これが許されるとするならば、やはり同じように地方の公共団体の経営いたしております従業員といへども、市民に及ぼす影響が同じであるとするならば、これはやはり労働者としての権利を一応認むべきではないかといふように考へておられますが、この点に對するお答えはどうでございますか。

○岡野国務大臣 門司委員の御質問にお答え申し上げます。これはどうしてました方がない次第でございます。○門司委員 いたし方がないといふのは私どもも困るのであります。それはそのくらいにしておきまして、その次に聞いておきたいと思ひます。この法律を大臣は非常にいい法律だといふようなことを、最後に書いてあるようであります。これを保護規定としての完全な法律とお認めになつておるのか。取締規定としてこれを一応お考へになつておるのか。この説明書には――さらにお話を伺ひますと、これは保護規定であるから非常にいい法律だといふことで、自衛自護されておるようでありまして、この点ひとつもう一応お答え願ひたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私は公務員にとつては非常にいい保護規定である、また地方の自治行政をやつて行くものに対しては、行政方法としても非常にいい方法である、合せて両方とも非常にいい方法である、こゝう考へております。

○門司委員 今の大臣の御答弁ではあります。少くとも労働者が持つております権利、憲法で保障されておる國民としての権利、これが大幅に制約されるのでは、それが労働者の保護法とはいへないと思ひます。あるいは行政を行ふするものの面から申しますと、働く者のすべてを縛り上げておいて行へば、これは奴隷のようになつて使ふことができるということになつて参ります。それはいかにか一方的のものではない。それはいかにか一方的のものではない。方であつて、そこに働いておるものもの個々から行きますと、当然の國民の権利であります。労働三法の適用、あるいは海員法の適用などは、なさるべきではないかと考へておる。私がさういふことを申し上げるのは、この点を大臣からはつきり承りたいのであります。マツカーサー書簡の出し

た場合においては、しかもその書簡の中にも情勢に應ずるという字句が使つてあると思ひますが、いろいろな諸般の事情から、あるいは国民的批判の上に立つて、どうも多少の行き過ぎがあるのではないかと考へてゐる。しかし現在の状態においては、私もそれは感じられておつたと考へてゐる。さういふことは全然ないと思つておると同時に、地方の公共団体は御存じのようには決して役所ではございせん。官庁ではないといふことである。これはどこまでも地方の行政を行います。サービス・センターであるといふもの考へ方が私は正しいと思ふ。さういふ考へで参りますと同時に、そこに働いておられます従業員の諸君が、これも自分たちは公務員であるといふことが、十分自覚されて参りますならば、憲法で定められておられます通りに、いわゆる公の奉仕者であるといふことを十分自覚いたしておられ、その上に現在のように労働組合の行動といへども、それが民主的に行われて行くといふことになつて参りますならば、これに労働三法の適用をいたしまして、私は何らの危険性もなければ、また危惧することもない。ことに先ほど申し上げておられますように、一つのサービス・センターであります以上は、市民と密接不可分の關係を持つておられますので、もし地方の公共団体に勤務をいたしておられます諸君が、不当の懲戒をしたり、不当なストライキをやるといふようなことになつて参りますならば、これは地方の住民が許さないだらうと考へてゐる。およそ地方の住民の支持を受けないで、それらの労働団体の諸君の行為が成功

しようとは考へられない。従つて地方の公務員に対してはおのずから国家公務員とその趣きを異にしているのではない。ことに国家公務員に対しては、私は労働三法の適用をするなりあるいは政治的自由は人として與えなければならぬと考へておられますが、地方の公共団体は国家公務員とは大きな開きを持つてゐる。同時に地方の公共団体は御承知のように、国家の機関ほどに大きな権限を持つていないのであります。自治庁が言つておられますように、自治の力が非常に確立されて、一切を国の法律でするということではなくして、地方の條例、規則によつてこれを行つておられます。これもやはり地方の住民の總意の上で定められておられます。一、あるいは規則であり、二、あるいはこれによつて権限が非常に拡大されたとは考へられない。ただ今まで國が一本でやつておられ、非常に官僚的の画一的の事務が、住民的と申しますか、民主的と申しますか、さういふ事務の形態にかわつて来たといふだけでありまして、さういふ点から考へて参りますと、この労働者に対しては、参りまして、大臣の考へ方と非常に違つてゐる。さういふ点に対する現存の地方の公共団体の労働組合のあり方、それから社会の情勢、さらにサービス・センターとしての地方の公共団体であるといふようなことを、大臣は率直にお認めになりますかどう。○岡野國務大臣 お答え申し上げます。お説しごくごもつともございす。このマツカーサー書簡が出た當時よりは、情勢がかわつておるといふ

ことは私も認めます。でありますから国家公務員法に比しまして地方公務員法といふものは、非常に緩和されておれば、地方の住民の自治をやつて行つて、そしてその自治を目ざめて、ほんとにサービス・センターとしてやつて行くといふようなことになれば、もう昔ありましたように法第三章でやつて行つてさういふのであります。しかしながら私は現在の段階といひましたは、地方自治行政といふものを公正妥當に、円満にやつて行くためには、この程度の地方公務員法といふものはなければならぬといふ認識を持つてゐる。この法案を出しておる次第でございす。○門司委員 大臣の認識であれば、これはそれ以上私は追究いたしません。が、もしさうだといふと、この法にありと残つて残つたものは、この法にありと残つた例の除外された特別職であります。これは何處も申し上げるものであります。これは法律によりまして、中立性の問題をさつき私話をいたしましたが、この従業員といふものは、公務員といふものか、ここに下級の公務員だけが中立性を保たなければならぬといふことである。御存じのように上級の公務員といふものは、市長であるとか、あるいは都道府県知事であるとか、あるいはその他のはんどう行政権を持つておられます諸君は、おのづから政治活動が十分できる、さういふことになつておるものであります。さういふことと行政権、権力を持つておられます者のみが政治活動ができて、権力を持たない者が政治活動をするのは危険だといふことは、

いささか私は法の上に矛盾がありはしないかと考へております。むしろ禁ずるならば十分政治的意図を行うことができる権限を持つておられます上の方の諸君に、これを適用すべきであつて、その指揮命令に従わなければならぬといふおのづからの自治体で規則を定めておられますときに、指揮命令に従つて動いておられます者に、ことさらに追打ちをかけるような、さうした政治的な活動を禁ずるといふ必要は私はないと思ひますが、この辺の法的矛盾を、大臣は一体どのように考へになりますか。○岡野國務大臣 お答え申し上げます。知事とか市町村長に対して縛らないで、下級の職員ばかりを縛ることはございじやないか、さういふ御議論でございす。しかしながら御承知の通り地方自治といふことは、やはり住民全体の意思にまかせて、その行政をやつて行かせるといふのが趣旨であります。さういふと、知事並びに市町村長は、公選によりましてその地方の一般の民衆の輿論の支持、すなわち選挙によつて當選して来るものでございすから、その地方の民主的な意思を代表しておる人物でございすので、その人のやることに對しては、私は縛る必要はないと思ひます。それは明らかに憲法に對して、違反とは申しませんけれども、憲法の精神に反するものじやないかと思ひます。○門司委員 きようはあまりこれから先のことの議論は私避けたいと思ひます。あと逐條のときに時間を十分とつて、ひとつ議論をいたしたいと思ひます。おまゝ、最後に聞いておきたいと思ひますことは、この法律が施行さ

れまして、その後における地方の自治体のすべての事業の運営に關してであります。今日まで地方の自治体の仕事といふは、すべての日本のこころした官業、あるいは仕事——今全部は官業といふべきではないかもしれませんが、公共団体の仕事といふものは、いわゆるお役所式の仕事であるといふ非難を、実は受けておるのであります。これはどこに一体原因があるかと申し上げますと、具体的に申し上げますならば、お役所式の仕事といふものは、能率が非常に上らないといふこと、もう一つは現状を無視したいいわゆる規則一點張りの仕事をしておる、従つて仕事には非常に大きなむだがあるといふことが、今日お役所式の仕事と言つておる一つの原因であります。なお具体的に言ふならば、一つの役所で一つの道路を電氣局が掘りかえして、そのあと水道局が来てまた掘り返す、さらにはまたそのあとガス局が来て同じ道路を掘り返しておる。さういふそれが鋪装されたりはがされたり、鋪装されたりはがされたりするといふことが、しばしば見受けられる。さういふ統一性がなく、さういふことはやはり役所が一つの型にはまつた仕事をしておるから、さういふことになつてゐる。それから勤務におきまして、朝の一定の時間からお役所の役所に出席をして、それから現場に行くといふようなことで、非常に能率が上つておらないといふようないろいろなお役所仕事の弊害を、実は認めないわけには行かない。また世間でお役所仕事と申しておられます。その原因は一体どこにあるかといふことである。これは今までの役所が、あまりにも民間とかけ離れた役所であると

いう物の考え方がここに来てゐるんじゃないかと思う。お役所である、従つて一切規則すくめであつて、所管の外にはちよつとも出られないというようなこと、働いております者の意見がちよつともこれに加えられておらない、ただ上の指揮命令に従つて——働いておるものからしまして、これは非常にむだだ、むしろこうすればいいと考えていても、そういう意見を発言することが非常に困難であつた。またできなかったというような事態が、今日のお役所仕事をこしらえておると思いますが、その上に御承知のように民間の企業と、まづたく同じような仕事をしておりますのに、一方には労働三法が適用されて、自分たちの地位の向上、生活の安定のために経済的の闘争が十分行えるようになってゐる、一方においてはそれができないということになつて参りますと、この物の考え方から参りますときに、能率上の開きというものは、まことに大きくなりほしくないかと思う。われ／＼は身分が保障されてゐる、しかし仕事のことについては、これだけをしなければならぬ、あるいはこうしなければならぬということではならないのである、というような考え方がもし起つて参りますならば、せつかくこの法律で身分を保障して、これを保護法であると言つておきながら、片方で労働者の権利を大幅に剝奪いたしておりますことのために、この保護法といわれております法律自体が、地方公共団体の諸般の事業遂行の能率の上に、非常に大きな影響をして来はしないかということが、実は考えられるのであります。そこでお聞きをしておきたいと思ひますこと

は、そういうことが将来この法律を施行して一体予想されないかどうかということである。そういうことを私は聞きますのは、お役所仕事でもいいというようなお考えがあるかしれませんが、お役所仕事という場合に、一体損しておるものはだれであるかということである。役所の事業のすべての経費は、御存じのように住民から取立てております税金であることは間違いない。この税金の上になされております仕事が十分なされていないで、ここにむだがあつたということになりますと、住民の負担は非常に大きなものであるというように考えられる。むだな負担を住民は制度の上に強要されるということになつて参るのであります。それと同時にそこに働いております従業員、諸君が、経済的な自分たちの地位が確保できない。自分の生活の安定をする道を聞くことができないということになつて参りますならば、だれが一体この法律で得をするかということである。住民も損をするか、そこで働いております公務員諸君も損をするかというような法律をこしらえることが、一休いか悪いかということである。これは単にこの法律の字句の解釈であるとか、あるいはいろいろの問題でなくして、具体的にそういう問題が必ず起つて来ると思う。この具体的な矛盾を大臣はどういうふうに、解決なさる御意思をお持ちになつておるか。○岡野国務大臣 お答え申し上げます。お役所仕事が能率が上らない、こういうことは私も民間におりまして、よく存じておる次第でございます。しかしながらこれは国民全般のカルチュアが向上しなければ、改善できないも

のだと思います。でございますからこの新憲法になりまして、知事とか市町村長というもののが公選になりまして、そうしていろ／＼の人が出て来る。ことにそういうような欠陥があることを国民が認めますならば、そういうようなことを改善して行くような人を選んで来るだろうと思います。でございますから要は国民のカルチュアが進ん来て、お役所仕事を、お役所仕事でないように民主的にやつて行くような首長が出て来まして、指導して行くことだらうと思います。それはかすに時目をもつてしなければならぬと思います。しかしながらこの地方公務員法を施行したのために、お役所仕事がますます／＼悪くなるのではないかということは、これは御議論でもございますけれども、私の考えとは違ひますことを申し上げておきたいと思ひます。

○門司委員 考え方が違ひというならば、意見の相違で、これ以上議論はできないと思いますが、しかし私はもう一つ念を押したいと思ひます。今国民の常識が非常に伸びて行つて、全体が発達して行けばそういうことはないというお考えでありますが、私は少くとも働いております者に対しては、というよりもむしろ国民全体一つの理想と希望がなければならぬと考えておる。ことに労働者の理想と、労働者が希望いたしておりますものは生活の安定でなければならぬ。この生活の安定を得ることのための手段として、労働者に與えられておりますいわゆる労働三法というような基本的な権利が、公務員法で大幅に制限されて参りますと、ここに働いております諸君の理想も希望もこのことのために私は消

滅しなければならぬのではないかと、いうように考えられる。働いておられます者が何らの理想も希望も持たないで、ただ牛や馬のように働けと言いましても、なか／＼それでは能率が上らぬと、思う。もしそれを牛や馬のように考えて能率を上げさせようとするれば、牛や馬と同じようにむちを打つて使ふより方法がないと私は思う。おの／＼の労働者が労働者であるということをお覺し、公務員が公務員であるということをお覺して、ほんとうにお役所仕事でなくなるようにいたしますことのためには、おの／＼持つておられます労働者の權利というものが十分認められて、與えるものを與えて、なおかつ労働者に対して、この自覺を要求するということとは私は必要だと思ふが、與えるものも與えないで、おいて、全体の常識が、發達すれば、それが解決するのだということでは、私はなか／＼全体の常識というものは發達するどころか、こういうことでは政治的に自由に活動もできない。いわゆる自分たちの意見というものを、十分に当局に対して対等の立場で述べることができない。申し合はせたこともこれは協約とは考えられなない。いわんや労働者の最後の權利でありますストライキあるいは怠業等もできない。そういう手段に訴へるといふことは、これは一面理事者あるいは経営者側に対する訴へでありますとともに、やはりそれと同時に世間に対する労働組合の嚴正なる批判を求めます行動の一つの現われと、われ／＼は考へなければならぬ。ストライキは單に業者との間の取引のためにやるのではなく、ストライキの意義は、やはり面においてはこうした行動において、

全部の國民にこの労働者の持つておる考え方が正しいものかどうかということとを、批判させることの一つの機会でもなければならぬ。そうしてこれらの國民全体の支持がなければ、ストライキもなか／＼成功はしないのであります。われ／＼はこういうことを考えて参りますと、今の大臣のお言葉では單に労働者を――働いておられます地方公務員をむち打つて、むるやりに能率を上げさせるという方向に進めて行くのではないかと、いふうに考えられるのでありますか、大臣はこの法律が施行されてもそういうことは断じてない。労働者の地位あるいは生活の向上といううなものは、この法律で断じて保障ができる、こいういふうに、お考えになつておりますかどうか。

○岡野國務大臣 最後は門司委員のおつしやつた通りに考えております。

○門司委員 それならば私はもう一つ聞いておきますが、この大臣の説明書の中には制約された部分は非常に少いのでありまして、保護規定であるといふうなことだけを、非常に強く打ち出すように書かれておるのであります。が、一体そいうことを十分にあらがないう得る條文が、この中のどの面にあるかといふことを、この機会に一応お示しを願つておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 事務当局をもつて詳しく御説明申し上げさせます。

○鈴木(俊)政府委員 地方公務員の利益の保護といふ見地から、どのような点をこの法案において考慮しているか、これをこのこととございますが、これにつきましては過般も申し上げたと存じますが、特に旨次のところをごらんいただきますと、第三章の第八節に福祉及

が利益の保護という一節を設けております。この点は国家公務員法に比較いたしまして、体裁の上におきましても考え方を明確に示すつもりで、特にこのように節を設けた次第であります。その内容は厚生福利制度、公務災害補償制度というような点をうたつておりますが、これは要するに共済制度あるいは恩給の制度、あるいは災害補償の制度というようなものにつきまして、現状の各種の欠陥がありますことを考えつつ、今後の厚生福利、災害補償の方式を示しているつもりであります。ただ基本的には、昨日も申し上げましたように労働基準法はこれを排除いたしておりますので、労働基準法自体は労働組合なり労働関係調整法と異なりまして、労働者の最低の勤務の基準を示したものでございまして、全体の奉仕者としての地方公務員の性格に反する部分以外の部分は、すべてこれを適用することとしたしておりますので、そういう意味で利益は完全に確保されているというふうにも私も考えているのであります。

さらに第八節の第三款、第四款には勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する審査の請求という二つの点を書き加えておりますが、これによりまして積極的に地方公務員としての現在の勤務条件に不服があります場合に、それを改善向上するための措置の要求を人事委員会になして、それを審査してもらおう。その結果につきましては、人事委員会が自分の責任に属することは自分でやりますし、また他の行政機関の責任に属することは、そういうふうに表示することによりまして、積極的に勤務条件の改善向上をする道

が開かれておるのであります。さらに人事行政の具体的な措置として、いわゆる不利益な処分の行われました場合におきましては、これをさらに再審査をする。その再審査の結果によつて今までの処置を取消す。あるいはこれを回復するといふような各種の方式を認めております。またこの再審査のためには、いわゆる裁判機関と同様に、特に証人の出頭でございまして、書類の提出等につきましては、罰則をもつてその履行を保障しております。その不利益処分の審査が的確、公正に行われるようにいたしておるのであります。なおほかにちよつと前にさかのぼりますが、第五節の分限及び懲戒という点をござんいただくならば、地方公務員の身分というものは法律なり、いわば地方の法律とも申すべき條例に基く事由及び手続によらないならば、一切その地位を奪うことができないというところに明確に規定をいたしておりますので、地方公務員の身分というものを的確に保障いたしておるつもりでござい

ます。この点は懲戒につきましても、同様に懲戒の事由、懲戒の手続というものはすべて法律なり、法律にかかわるべき條例をもつてしなければならぬというふうになつておりました。身分保障に遺憾なきを来しておるのであります。またその一つ前の節の給與なり勤務時間その他の勤務条件、この点をござんいただきましても、地方公務員の給與というものは、国の公務員、あるいは他の地方団体の公務員、あるいは民間の同種従業者との給與の状態との権衡を十分考慮しつつ、これを定めて行かなければならぬというふうになつております。かように実体的な規定

につきましても、さらにそれ／＼利益保護の点を考えておりますと同時に、人事機関、すなわち基本でありますところの人事機関の構成につきましても、かつては独任制の人事委員というような構想を考へておつた時代もございまして、そういうことはやはり身分を保障し、公務員の利益を保護する見地から適當でないといふことで、ひとしく人事委員会なり公平委員会は、合議制をとることによりましております。こういうようなことによつて、地方公務員法全体といたしましては、やはり地方公務員の利益を保護し、身分を保障するといふ性格を的確に打ち出しております。この御説明はよく承つております。また私も法案をよく読んでおりますので、よく了承はしております。ただその場合に、たとえば最後に申し上げました人事委員会の構成、あるいは人事委員の公正なる決定と申しましても、三人の委員が二人おれば話し合ひができるということになつております。これは非常に危険を持つておると私は考えておる。これを厳正にやろうとするならば、なぜ全員が出席しなければ議決のできないようなことにしておかないかというところが考えられると同時に、總括して申し上げますならば、今いろいろ申されましたようなことは、大体労働三法なりを適用すれば事の足りることでありまして、これにこれを除いて、今お話しになりましたようなことは——一々私は申し上げなくてもよいと思ひますが、もしそれだけ労働者の立場を保護するといふお考えがございしますならば、ことさらにややこしい規定を設けないで、こ

の場合にはやはり労働三法というものを十分適用され、そうして労働者の権利といふものを大幅に考へてやることこそが、そういう法律をこしらへる前提の条件でなければならぬと私は考へておる。一方において権利をどうおいて、そうしてどういふことにするといふことは、私も考へられな

い。ことに人事委員の問題であります。この人事委員の問題は、これは仲裁裁判としての性格をかなり欠いておると思う。そういう点から、この面については私も私どもは今説明のようなわけには、なか／＼参らぬのではないかと、ことに小さな都市に参りまして、人事委員会を置かない公平委員会の場合等につきましては、ことさらにそういう感じを持つものであります。それと同時に職員に対する職員の権利であります。その他に對する職員の権利であります。これにつきましても今までのものは道府県の職員の勤務の條例であるとか、あるいは市町村のそれらに関する條例であるとかいふようなものを見ても参りました。今までもそう不都合は起らなかつたのではないかと考へておる。ことに基準法なり、その他が完全に適用されて参りますならば、その面で今ことさらに説明されましたようなことは、すべてこれはカバーできるのではないかというように、われ／＼は考へておりました。従つて今の御答弁だけでは承服しかねますので、きょうはこれ以上は總括的な質問はいたしません。ただいままで大臣なり、あるいは当局のお答えになりましたことを一応基準といたしまして、いざ各條審議の際に、なお詳細に聞きただいた

いといふことを申し上げておきます。

○立花委員 時間の関係もありますので、私は委員会に出されました地方財政委員長の意見書の問題を、委員会の問題にしたいと思ひます。

○前尾委員長 それは午後やりますから……。

○立花委員 私の質問を続けまして、多少長くりますが……。

○前尾委員長 總括質問をやつてくだ

さい。

○立花委員 それをやりますにつきま

しては、地方財政委員会の委員長並びに大蔵省関係者を呼んでいただきたいと思ひます。それからこれをやるにつき

まして希望があるのですが、実はこの問題は私も地方行政委員会だけが結論を出しまして、解決のつかない問題でございまして、問題は補正予算に關係してあるわけでありまして、聞くところによりまして、予算委員会は今週

の……。

○前尾委員長 立花君、その問題は午後やりますから、總括質問をお願いいたします。

○立花委員 やるのについての議事進行の意見を申し上げます。

○前尾委員長 それは午後からいろいろ意見を伺いますから……。

○立花委員 それでできたら至急に委員会として態度をきめまして、問題の性質上、予算委員会が終了しない前に、緊急に事態を運ぶ必要があると思ひます。委員長にさいせんお聞きしますと、興党の方でもまだ態度がきまらないうふうなお話のようでござい

まつておりませんと、問題の決定が非常に遅れますので、そういうこともお含みの上、なるべく早く委員会態度がきめられますように御準備願いたいと思います。それだけお願いしておきます。

それから議事進行につきまして、朝の大橋総裁は何しに来たかわからぬのですが、門司君だけの質問が許されまして、どうもおかしな審議だつたと思う。きょうの公報によりまして、選挙法の問題が議題になつておりますし、私も委員長に大橋さんに質問したいからと言つておきましたし、委員部の方にもきょうの議題を開きまして、それでは私も質問するからと言つておいたのですが……

○前尾委員長 選挙法の問題で呼んだのですから、あなたの質問はそれ以外の質問のように伺いましたから……

○立花委員 あとできょうの公報を見てもらつて、そしてその問題について質問するからと言つておいたわけですが、とにかくたつた一人の質問だけ許して、ああいう形ではつ／＼とやられては、委員会は何をやつておるかわからぬ。大橋さんは何のために来たのかわからぬ。あの質問は、きょうの議題とは関係のない問題だと思ふ。ああいう形で議事が運営されては私は困る。それで少し苦言を呈しておきます。

それから岡野さんにお聞きしたいと思うのですが、最初に結論から申ししますと、地方公務員法の逐條審議に入るので、しかし逐條審議に入らなくとも、大体今までの総合的な質問で結論は出ておると思うから、これを撤回なさる御意思があるかないか、最初にお聞きしておきたい。

○岡野國務大臣 絶対に撤回する意思は持つておりません。

○立花委員 もちろんそうだろうと思う。今までのあなたのそういう態度が非常に間違つておつたということが、もう事実において証明されておる。実は地方税法の審議のときに、あの際もあなたはその席からそういうひとつも反省をなさらないような態度で、天下一品の税法なんだ、これをやれば地方財政は確立をし、地方住民の税金が安くなるのだというようなことを言われた。ところが地方財政委員会の委員長が来られて、これでは地方財政は破綻する、税金はとれません、制限外課税をやらなければいけないし、法定外課税をやらなければいけない、そういうことを言つておるはずだ。あなたがそういう態度をおとりになることが間違つておつたということだ。あなたが現実の姿に現れておる。あなたは絶対撤回する意思はないとおつしやいますが、私はこの際撤回していただきたいということを、最初に要望しておきます。私がこれを撤回していただきたいと申しますのは、いろ／＼な角度から今まで一般質問をやつて来たのでありまして、財政の問題、あるいは行政事務再配分の問題、あるいは給與の問題、あるいは国家公務員法との関係の問題、これを今までもつとやつて来たわけですが、これは時間の引延ばしでもありません。だてや酔狂でやつたわけでもありません。その結論が総合されて、いよいよきょう一般質問の結論を出さなければならぬときになつて来たが、各般の今までの総合質問の結果として、もうこれ以上は逐條審議に入らなくても大体わかつておる。

だからこれは審議の必要がないということが、私どもの一般の考え方なんです。この点は大臣と考へ方が違ひますので、ひとつこれから詳しくその各項目について、一般質問の結論を私の方から出して、それについて大臣がどうお考えになつておるか、ひとつ聞いておきたいと思ひます。

まず第一に財政の問題でございすが、地方財政が完全に破綻しておるというところは、大体結論が出ておるが、これは大臣はどう考へますか。

○岡野國務大臣 破綻してしまつておるといふようなことは私は存じておりません。

○立花委員 ところが私どもが受取つておりますこの地方財政委員会委員長野村秀雄さんの国会に対する意見書の結論といたしまして、こういうことが書いてある。「右に述べた地方財源所要額に対する措置が十分に行われぬ場合は、地方財政の円滑なる運営に重大なる支障を来すものと認める。」こう書いてあるのです。御承知のように地方財政委員会は、この前の前の国会で、これも地方財政委員会ができましたら、十分に地方財政の確立ができ、地方財政の円滑なる運営ができるという建前のもとに、そういう御説明のもとにつくられたものなのです。その責任のある權威のある委員会が、こういう重大な意見を付して、すでに私どもの手元に意見書が出て来ておる。これはもう事実なのです。この事実の上に立つて、なお岡野國務大臣は地方財政は破綻してないとおつしやるのかどうか。またさいせん申し上げましたように、委員長自身がそこへ来られまして、もう制限課税も、法定外独立税

も、あるいは寄附もちゃん／＼やつてゐるのだということを言つておるわけなのです。事業税ですら制限税率以上とつておるのだということを言つておるわけですが、これで地方の財政が円滑に行つてゐるといふふうに、お考えになつておるといふことは、明らかに大臣のお考え違ひだし、そういう不安定な基盤の上におつくりになるということとは、明らかに間違ひだと思ふ。だからこの点をもう少し真摯な態度で、どういふふうにお考えになつておるか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 私の答弁はいつも真摯な態度で申し上げておるので、決してうそやいつわりを申し上げておるわけではございません。地方財政が破綻してゐるといふことか、御意見でございしますが、破綻してないといふことは認めております。

○立花委員 実は神戸事件が問題になつております。朝鮮人の問題が問題になつておりました。朝鮮人があつかも暴動を起したとか、共産党がこれを使ひ出しているとかいふふうに、新聞では宣伝されております。しかしながら神戸の税金の問題を申し上げますと、これは新聞でも神戸の朝鮮人の問題は反税闘争の一部だといふふうに伝えられておりました。税金の問題がやはり発端であるといふことは、周知の事実だと思ひます。それで神戸の税金の問題を申し上げるのですが、神戸では市民税の納入者は約十七、八万しかいないわけですが、ところがこれに対して異議申請、減免申請を出しておる者が四万人でございます。遺憾ながら共産党がお

も、あるいは寄附もちゃん／＼やつてゐるのだということを言つておるわけなのです。事業税ですら制限税率以上とつておるのだということを言つておるわけですが、これで地方の財政が円滑に行つてゐるといふふうに、お考えになつておるといふことは、明らかに大臣のお考え違ひだし、そういう不安定な基盤の上におつくりになるということとは、明らかに間違ひだと思ふ。だからこの点をもう少し真摯な態度で、どういふふうにお考えになつておるか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 私の答弁はいつも真摯な態度で申し上げておるので、決してうそやいつわりを申し上げておるわけではございません。地方財政が破綻してゐるといふことか、御意見でございしますが、破綻してないといふことは認めております。

○立花委員 実は神戸事件が問題になつております。朝鮮人の問題が問題になつておりました。朝鮮人があつかも暴動を起したとか、共産党がこれを使ひ出しているとかいふふうに、新聞では宣伝されております。しかしながら神戸の税金の問題を申し上げますと、これは新聞でも神戸の朝鮮人の問題は反税闘争の一部だといふふうに伝えられておりました。税金の問題がやはり発端であるといふことは、周知の事実だと思ひます。それで神戸の税金の問題を申し上げるのですが、神戸では市民税の納入者は約十七、八万しかいないわけですが、ところがこれに対して異議申請、減免申請を出しておる者が四万人でございます。遺憾ながら共産党がお

せわして出しましたのは、千人に満たない、ほとんど自発的に十七、八万人のうち四万人という市民が減免申請、異議申請を出してゐるわけなのです。それから第一期の神戸の市民税に對しまして納まりましたものは四割、納まらなものが六割ある、こういう基盤の上に朝鮮人事件が起つてゐるわけなのです。いくら市会が決定いたしました市民税にいたしましても、あるいは国会が民主的に決定したという地方税法でありましても、実際善良な市民が六割も納められない、自然発生的に二割以上の方が減免申請を出さなければいけない、こういう事態が神戸の税金の状態なのです。この上で朝鮮人事件が起つてゐるわけなのです。従つてこういう税金の問題でトラブルが起きますのは、決して朝鮮人だけではないわけなのであります。善良な市民の六割以上が納められないような税は、いかに民主的な仮面をかぶりましようとも、これはもう税金ではない強奪であるといふふうに私も考へております。これが実は神戸事件の真相なのですが、こういういふやうなやうな、住民がああいう形で何とかしなければ自分の生活も経営も守れないやうな、そういう收奪をしなければいけない立場に追込まれました地方財政といふものは、これは明らかに破綻してゐると私は考へます。地方財政は何のために存在するの、地方財政は地方の住民の生活を守るために存在するのだと思ふのです。この地方財政が守るべき地方住民の生活を破綻に陥れておる。暴動を起さなければいけない、六割が拂えない、こういうやうな状態において、地方財政があなたの考へるやうに

円滑に行つておるとは私も考えない。こゝまでひとつ深く掘り下げてお考え願いたいと思います。そうしないといふ問題は根本は解決しない。こういうあふない、ややこしい財政の基礎の上に立つて地方公務員の政治活動を制限し、労働三法を制するような公務員法ができません。地方公務員をまたたく奴隷的な状態に陥れることなのです。マツカーサー元帥の書簡にありますように、マツカーサー元帥の書簡は御承知のように、二つの部分から成つております。一つは公務員の組合活動を制限するという部分と、もう一つは公務員の経済的な生活、あるいはその他の利益を保護するという部分があるわけなのです。ところが御承知のように公務員の給与は一般給よりずっと低いのです。しかも現在のこの低い給与は、人事院總裁がはつきり申されましたように、二年半前三十箇月前にきめられた給與なのです。こういう給與で黙つてがまんして来ておる地方公務員に対して、今のようなこの地方公務員法を施行し、かつ一方この破綻している、円滑には行つていない地方財政をそのままにして置いて、こういう地方公務員法を通すというところは、私も納得できない。だから大臣は、その点で地方財政をどういうふうにお考えになつておるのか。このままで行つて地方公務員の給与が、完全に支給できるとお考えになつておるのか。それがはつきりしない以上は、私もこの地方公務員法の詳細にわたる審議には入れない。私も明らかに地方財政は破綻している。こういう事態の上に、一方的に取締る地方公務員法を審議することはむだだと思ふ。そう

いう地方財政の上に立つて、そういうことをほうつておきながら、地方公務員法だけをやろうとする。これは、これは地方公務員法の反動性を示して、内容は見なくてもわかっている。これから苦しいことになる地方公務員に文句を言わないで、運動をやらせないようにするための地方公務員法であるといふことは明らかだ。だからこの点はひとつ慎重にもう一度御答弁願いたいと思います。

○岡野國務大臣 御答申申し上げます。先ほどから地方財政が破綻しているといふことで、るる神戸事件を御説明に相なつたのでございますが、一、二万数千ある地方自治体の中で、一事件が起きたから地方の財政が破綻に瀕しているといふような印象は受取れませんが、それは大きな間違いだと思ひます。なほほだだいまの社会情勢から申しましては、国民は経済的に非常に困つております。でございしますから、税金を納めるにつけて苦しいことは重々お察ししておる次第でございます。しかしながらただ神戸事件が起きたから、地方財政が破綻に瀕しておるのではない、その破綻に瀕してある地方財政をうつつやらかして置いて、公務員法を出すなんてけしからぬじやないか、こういう御意見には私は全面的に御賛成申し上げるわけには参りません。

○前尾委員長 立花君に申し上げますが、質問はもう少し簡潔に願ひます。

○立花委員 もう少しすなおにひとつ私の言うことを聞いてもらいたいと思ふ。と申しますのは、私は神戸事件だけを取上げておるのではないので、神戸事件を一つの例に言つておるわけなのです。決して神戸の市税だけが、

日本中で集まりが悪いわけではないのです。住民税の全国的な成績の結果はわかつておるわけなのです。あるいは地方税全体の現在の徴収率は、もうすでにわかつておるわけなのです。全体として二割、三割近い程度しかとつていないわけなのです。これはおわかりだと思ひます。このことから推し量して、私がさきせん申し上げました神戸の市税が六割納まつていない、減免申請が四割出ているといふことは、決して神戸だけの特殊事情ではありません。これは全国的な現象なのです。だから私が神戸事件を取上げましたのは、神戸事件が一つの象徴的な現われである、皆さんもよく御存じの例を引いて言つたにすぎないのです。全国的に地方財政はそういう苦しい立場に陥つておる。野村委員長が御説明されたのも、あるいはこの意見書をお出しになりましたのも、どつかある特定の地方財政が苦しいからというので、意見書をお出しになつておるのではない。ここにお書きになつておるようには、あの特定の地方財政の上に重大な支障を来すのだといふのは、どつかの特定な町、市、県の運営に支障を来すといつておるのではない、野村委員長が全般的に取上げておる問題、つまり現在の最も顯著な例をあげて御説明しただけなのです。そういうあいまいな、委員会では何か答弁しなければならぬといふような答弁ではなしに、ほんとに地方財政の責任者、地方行政の責任者、また内閣の一閣僚として、心の底から地方財政をお考えになる立場から御答弁願ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 御答申申し上げま

さういふ事実もございしよう。なるほど徴収に困難を感じていることも私は認めておきます。しかしながら何十年とやつておるところの国税の徴収もやはり十分なる徴収がでないようないま今日の世の中でございます。でございしますから、地方税の徴収が十分に行つていないといふことは当然のことでございます。われ／＼といひましては、これをます／＼とつて行くようにしたい、こう考へて努力しておる次第であります。それであればこそ地方公務員の地位を確保し、同時に安心して仕事ができるようにしてやりたいといふのが、この地方公務員法を出したゆゑんでございします。

○立花委員 きのうもあまりあけ足で、そのような質問はすると言われたので、その点は注意しておるのですが、この公務員法が通つて、地方公務員が安心して働けるというようにお考えになるのはおかしいのです。私も安心できないとお考えおるから、地方財政の問題をどうお考えになつておるか聞きたいのです。地方公務員が十分な給與をもらへるような地方財政ではない、こういう具体的な現実と直面しているわけなのです。この間もこの委員会へ神奈川県、それから茨城県の知事、全国の知事、それから茨城県の知事が、全国知事会議の代表としてお見えになりました。一月から事業は全部でいきなり、従つて職員給与も拂えない、こういうことを言われたのです。このことは私も両県の知事からこの場で承りました。そういう事態に立ち至つておると思ふのであります。その際に地方公務員法をつくりまして、財政の問題をばつたらかしにして置いて、安心して仕事ができるようにするのだとい

うことは、これはあまり片手落ちな考へ方だと思ふのです。きのうも全国市長会議をやつておられます。きょうは全国知事会議をやつておられます。その人たちの考へ方がどういふ考へ方かといふことは、あなたが知りにならないことではないと思ひます。あなたの言つておられるように、地方財政が円滑に行つておるといふ意思表示を市長会議がやつておられますか。知事会議がやつておられますか。あまり独断的な考へ方で行行政をやられましては、地方は困ると思ふ。また公務員も困ると思ふ。どうしてもあなたは現在の地方税は円滑である。地方税は完全に行つておる。地方公務員は安心して働いて、給与がもらえないようなことはない。生活に苦しむことはないと言われ、その点に注意しておるのです。でも、年末の手当の支給の目標もないわけです。ベース・アップの目標もないわけです。地方公務員は何を目当てにして安心できるのか、具体的に示して願ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 御答申申し上げます。後ほど財政委員長がお見えになるそうでありまして、地方財政のことについてはひとつ専門的の立場にいられるところの地方財政委員長から、お聞きを願ひたいと思ひます。私は地方の財政はやつと基礎ができたばかりであつて、まだ過渡的の時代であるから、いろいろお示しのように地方財政が困つておることだけは認めます。しかしこれがまたつた破綻してしまつて、何もできないのだという情勢だと私は見ておりません。これは意見の相違でございますから、これ以上議論を申

いとお見通しをお持ちになるかお聞きしたい。

○岡野國務大臣 地方財政も非常に苦しいことはよく存じておりますけれども、国家公務員の方でベス・アップをし、同時に半箇月でも年末手当を出すということになれば、地方でも出すようにするだろうと思っております。

○前尾委員 立花敏男君、大臣ちよつと所用があるのではございすから、簡潔にやつて下さい。

○立花委員 だから私の質問はあとにして、意見書を先にやつたらどうかと言つたのです。

○前尾委員 しかし、もつと簡潔に質問ができるでしょう。

○立花委員 なぜそんなに急ぐのですか。

○前尾委員 大臣がちよつと所用があるから……。

○立花委員 では帰つてもらつて、あしたなり遅くからでも続けましょう。急ぐ必要はない。

○前尾委員 とにかく簡潔にやつて下さい。

○立花委員 簡潔にいつて、これ以上簡潔にはやれない、重大な問題だから。腹が減つたからやめましょう。

○前尾委員 続けてやつて済ましてください。

○立花委員 ぼくはあまりむだなことを言つていないつもりなんですがね。どうしますか。

○前尾委員 続行してください。

○立花委員 給與の問題でも、大臣は地方が出すだろうと考えているとおつしやれましたが、財源はないわけなんです。どういふふうに地方が出るか、その見通しをどういふふうにお持

ちになつてゐるのか、それをお聞かせ願ひたいのです。

○岡野國務大臣 でございますから、後刻地方財政委員長が来て、その点に對しては御説明申し上げますと申し上げた。私自身としてはとにかく地方では出せると、こう考えております。

○立花委員 だから、大臣としては出せるとただ考へてゐるだけなんです、何れも具体的な資料も持ちにならない、具体的な実情も把握されてゐないのです。それが実際の現在の地方公務員の給與の問題なんです。何もない、ただもう出せるだろうというふうな当てず

つぼうなんです。そういう状態のもとで地方公務員法を出しになるといふことはおかしいのです。出せないものを、出せるだろうとあなたが考へてゐるの、これでは公務員は年々減るだけなんです。だからその点がはつきりするまでは地方公務員法の審議はすべきじゃない。給與ももらえない。年々減るだけ、ベス・アップもできないという状態のもとに地方公務員法を置いておいて、そして地方公務員法をつくるというところは、これは反動的な立法だといわざるを得ない。鈴木次長の大矢委員に對するお答

えでは、たといそれが給與の問題で協約をやつても、地方の條例の關係でそれは無効だといふことが、新聞に發表されておりましたが、給與の問題で許された話合ひ、あるいはそれを文書にしましたものでも、何かちよつとしたあれにひつかりますれば、それは無効だといふような状態です。それが地方公務員法の給與の扱い方なんです。給與の問題について何らの見通しがない場合に、しかも給與の問題につ

いてそういう規定をしてゐる地方公務員法を私どもは審議することはできません。これは地方公務員の生活の問題でありますので、この点は強く反對をしておきます。

それからもう一つは、この間から大矢委員あるいは門司委員が取上げて、非常に問題にされておりますが、現業員の問題です。この問題についても何ら結論は出ていないのです。私どもは、この問題は当然この地方公務員法と並行的に審議すべき問題であると考えております。何となれば、地方公務員の過半数は実は現業職員なんです。

水道、ガス、電気、交通あるいは清掃、道路、そういうものを全部合せますと、おそろく地方公務員の七割近くはこの現場従業員なんです。この現場従業員の立法があとにされまして、残りの二割ないし三割にしかすぎない一般地方公務員の立法だけを急ぎにな

る。しかもあとで出ます地方の現場職員に對する立法は、この地方公務員法がやはり一応の基準になりましてきめられることは明らかである。私はきのう保利労働大臣に、現場労働者あるいは現場職員の立法については、地方公務員法から行くのじやなしに、あくまでも労働組合法を適用するという建前から行つてもらいたいといふことをお願いしておきました。私もその觀察するところによりまして、おそろく残りの地方公務員も、地方公務員であるとの建前から、地方公務員法に準じて取締り的な法律がつけられるであらうといふことは明らかなんです。しかもこの四種の現業関係の立法にいたしましたも

も、あるいは四種以外の十数種の現業の立法にいたしましたも、その内容も

その時期も明示されておらない。内容も時期もわからない。まつたく雲をつかむような話なんです。さういふ言ひましたように、地方公務員の三割に満たない部分の立法しかやらないで、あとの七割近くのものはほつたらかして、おいて、いつどんなものができかわからない状態において、私どもはこの地方公務員法だけをやることはできない。岡野國務大臣は、この現業員に對する立法についての内容あるいは時期について、明確なる御答弁がしていただけるかどうか、ひとつお願いいたします。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。地方の吏員は今約百三十一万くらいに上つてゐます。それからあなたの御説による公営企業体の職員並びに、いわゆる現業と稱するもの、これは十三万であります。(遅う、遅う)と呼ぶ者あり)もし違ひましたら訂正いたしますけれども、私はそう心得ております。

○立花委員 五大都市だけでも十何万あるじやないですか。

○岡野國務大臣 でございますから、あとで申し上げると言つております。間違つておりましたら取消します。そういうふうな私の申し上げることに對して一々反駁された日には、答弁の余地はありません。でございますから、私は百三十一万の地方公務員のうちで、公営企業並びに現業に關する者は十二、三万、こう見ておるのでござい

ます。これが私のただいまの知識でございますので、もし間違つておりましたら取消して、詳しい数字を提出します。

第一段はそれで終りまして、第二段

といたしました現業の問題でございますが、これは御承知の通り、同じ種類のものが国家公務員法では、普通に取扱われておるのでございます。そして地方公務員法は国家公務員法に準じてつくつたのでございすから、国家公務員法とあわせて考へたい、こういう考へております。さういたしますれば、国家公務員法とわれわれの方と互に協議して、一定の方針をつくらなければならぬ。それにはまだ着手しておりませんから、内容を申し上げるわけには行かない、またさういふ交渉がただ單に政府内部ばかりでなく、いろいろの方面との交渉をしなければならぬから、いつになるかという時期は申し上げられぬと、こう申し上げたので

す。

○立花委員 あなたの言われたことはわかつてゐるから言つてゐるのです。あなたは内容も、時期も言えないと言

うから、それではそれらのことが判明するまで、地方公務員法の審議を待とうじやないかといふことを言つてゐるわけなんです。あなたの言われたことはわかつてゐるから言つてゐるのです。さういふ状態だからやめようじやないかと言ふのに、あなたは撤回する

意思はないといふことを言つてゐる。それで、私どもはこの問題があくまで全体の地方公務員の問題として審議すべき問題である、一部分だけを切り離してやつて、あとはいつやるか、どうなるかわからぬといふことではいけません。どういふことを言つてゐるわけなんです。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。政府といたしましては、一旦国会に提出いたしました以上は、必ずこれ

を御審議願いたいという希望を持つて出しておるのでございます。ここで御審議をなさるか、なさぬかというところは、国会が決定することであつて、政府の決定することではございませう。

○立花委員 審議しないというが、審議しているのです。これは審議をやつておるわけですから、これはあなたの方でひとつおやめになつたらどうかという審議をやつておるのです。

○岡野國務大臣 もう一度申し上げます。政府といたしましては、これをぜひ審議にかけていただきたいとして国会へ提出してあるものでございます。同時に、政府として撤回するかどうかとおつしやるから、撤回いたしませんと申し上げた。でございまして、国会で御審議を願いたい、しかし御審議をする、せぬというところは国会の御意思であつて、政府の意思ではございせんから、国会でおさめになつてくだされませう。

○立花委員 その点だけは非常にわかつておるようです。それから国家公務員法との関係に移りたいと思つて、問題は、さいせん門司君あたりから出ましたように、国家公務員法の改悪が、マ書簡によつてボツダム政令が出たあとでつくられた情勢と今とは非常に違つておる。しかも現在のところでは、あつた緊急措置をとらなければならぬ状態は、どこにも見当たらない。地方の公務員はまったくまじめに、まったく忠実にその仕事をやっております。この状態のもとで、なぜ地方公務員法をやらなければいけないのか、これは大きな問題なんです。しかも政府がこ

ろが民主主義の本旨でございまして。でございましてから一部の議員だとか一部の人が反対であつても、大多数の国会議員がこれを支持しておる以上は、やはりこれが民主政治であると私は考えます。

○立花委員 もうこれはあげ足取りになるかも知れませんが、だから私はさつき税金の例でも言つたわけですね。あなたが天下の良法だ、これが天下の良法の税法だといつてお出しになつた地方税法が、末端の現実になつて参りますと、税金もとれない、六割が納められない、四万人が異議申請を出すという状態になつておる。これが幾ら地方税法が国会で御決定されたから、あるいは地方税を徴収する市條例が市会を通したから、これはつづかなものだ、国民の支持を受けておるといつても、それはだめです。実際の面において否定的なところがある。これをお考えにならぬで形式だけで法律が存在しておるか、これは日本の法律だ、そんなことを言つたつて問題にならない。だから私が言つております国家公務員法が悪法だということも、この年末に至つてわかつておるじやありませんか。事実が証明してあるのです。国家公務員法が規定してありますところの国家公務員の給与の改善の問題だけをとりましても、今に至るまで国家公務員法に規定されておる当然のやるべき措置が何ら行われていないわけなんです。ただひたすらに国家公務員の取締りの面だけが行われておるわけですね。これをこの間津井人事院組織にも申しましたが、二回にわたる人事院の勧告が完全に無視されておるわけですね。この間に、国家公務員は、人事院の勧告案と、六三ベール——これも政府の決定なんです

が、これとの差額を積り／＼しました。けれども、二万数千円の赤字がこの年末にあるわけですね。これが解決されないといふこと自体が、国家公務員法が国家公務員にとつては憲法であるといふことになるわけなんです。二回にわたる人事院の勧告が完全に無視されておる。あるいは公労法によりましてところの国鉄の裁定が、これも完全に無視されておる。こういう状態のもとにおいて、国家公務員法は悪法であるといふことを断言してもいいと思つて、しかもこの出された地方公務員法は、国家公務員法に準じてつくる、国家公務員との均衡上、こういうものをつくるのだといふことを、あなたは言われておるわけなんです。單なる法律上の均衡とか、国家公務員と頭をそろえるためとかいう簡単なことで、地方公務員の生活が無視されてはたまらない。生活権が剝奪されてはたまらない。だから国家公務員法が明らかにもう現在破綻しておるといふ事実を御認識になつた上で、この地方公務員法はもう存在価値がない。あなたの言われる唯一の理由である、国家公務員法に準じてつくるということ、これは明らかに間違つておるといふことをお認めになるかどうか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。日本は法治国でございまして。そうして国会の審議を経て法律になつておるものが現存しておる以上は、これはつづかな法律である。われ／＼として違ふしなればならぬ国家の法律であるといふことを、私は前提としております。もしあなたのお説ならば、国家公務員法というものが何の役に立たない、失敗である。失敗であつたら、国家の最高機関であるところの国会が、これをお取消しになつたらいかでございませう。

○立花委員 国会々々とおつしやいまして、国会は共産党もありまして、自由党もありまして、その他たくさんありますから、簡単にけりかない。私どもは国家公務員法が出されたときから反対だといつておる。あなたが取消せとおつしやるならば、私もいつでも取消します。あなたはそれなら自由党にひとつ賛成してもらつたらどうか。

○岡野國務大臣 御答弁申し上げます。国会に民意を代表した全国民の代表が集まつて、これに國政をゆだねる

るのです、国会でしょう。国会が国家の最高機関でございまして。でございましてから、ほんとうにそういうことが悪いといふならば、国会でお直しになつたらいいがどうか。税法もお直しになる権限を持つておる、公務員法もお直しになる権限を持つておる。ですからお直しになつた上でそういうことをおつしやつていただきたい。私は現存の国家公務員法というものがいい法律であるから現存しておるのだと思つて、だからそれに従つてわれ／＼は地方公務員法もつくるのだ、こういう議論です。もう議論です。ともかく権限をいたしましたしは私の申し上げた通りだと思ひます。

○野村委員 議事進行に関して……ただいま提案になつておるのは、地方公務員法についての質疑でございまして。むろんこれに対する関連の質疑は当然考えるのであります。が、今御聴いたしておりますと、立花議員は国家公務員法について主として質疑が行われておるようであります。この点に對する政府側の質疑応答は、見解の相違に立つ点が多いのですから、委員長におかれまして、関連をする点においてはやむを得ないと思ひますが、なるべく重複しないように御留意を願ひたい。午前においては大体これにて休憩を願ひたいと思ひます。

○立花委員 野村さんの御意見は、非常に常識的な御意見だと思ひます。で、その方向へ進めたいと思ひます。しかしこのごろ八百屋さんが箱入りのりんごを買いますが、そのりんごの箱をあけて見まして、三つ四つ切つてみて、中が腐つておれば、あとはやはり切つて見ないでも腐つたものとして流

るのです、国会でしよう。国会が国家の最高機関でございまして。でございましてから、ほんとうにそういうことが悪いといふならば、国会でお直しになつたらいいがどうか。税法もお直しになる権限を持つておる、公務員法もお直しになる権限を持つておる。ですからお直しになつた上でそういうことをおつしやつていただきたい。私は現存の国家公務員法というものがいい法律であるから現存しておるのだと思つて、だからそれに従つてわれ／＼は地方公務員法もつくるのだ、こういう議論です。もう議論です。ともかく権限をいたしましたしは私の申し上げた通りだと思ひます。

的に例を申し上げます。この法案の骨子といいますが、精神といいますが、これが生かされなければならぬのでありまして、その人事院の権限については、御承知の通り国家公務員法の人事院は、まず政府に向つて人事院の予算の請求権を持つてゐる。さらにこれをもし政府が修正しようとした場合には、今度はそれと並行して、同じ修正したものとして人事院から出たものと二つを国会に出せといつて、いわゆる人事院の財政権というものを非常に強く認めておる。ところがこれには一つもない。従つて人事委員が、人事委員会の費用あるいは調査その他について、地方自治

体の議會に對して、長に對して請求できるような権限を持つていない。それからいふ一つは、人事委員の常務であります。これには常務であつてもよろしい、非常務であつてもよろしい、特に公平委員會は非常務といふことをわざわざ規定しておる、こういう重大な人事の問題をあずかる場合に、先ほど同僚からも述べられましたように、わずかに三人できめる。それが非常務であつてもかまわぬ、こういうようなことでは、私は大都市あるいは府県においては、とうてい人事の公正、ほんとうの保護法であるべき、いわゆる保護ができないと思う。一休人事委員會の構成、権限——ことに私が非常に驚くべきことは、一万數百に余る自治体に向つて、一切を画一的にこれを適用しようとするのである。これが私はかつての中央集權的な、われ／＼が非難した内務省の再現だと思ふ。私は岡野さんにその点を特に尋ねたいのです。あなたが入られて後に、今度の地方税の改正のときに、いわゆる基準を示して

が必要といたしまする予算につきまして、特別に国の人事院について認められておりますと同じような、特別な地位、権限を與えたらどうかというような御趣旨の点があるようでございますが、国の人事院の場合につきまして、こういう規定がありますことは、私どもも承知しておるわけでございますが、地方の人事委員会につきまして、すべて一律にこの種の権限を認めますことが、地方自治の自主性という点から申して必要であるかどうか、そこまで本来的な権限でないものを、書き加えて行く必要があるかどうかという点について、疑問を持ちまして、私どもといたしまして、この点は特に法案の中

は規定をいたさないことにしたたのであります。現在教育委員会につきまして、ややこの種の規定がございまして、これと予算編成当局者との間にたゞきまするいろ／＼な問題は、ちやうど人事院と政府との間におきまして、過去の経緯に徴して若干の問題がございまして同じように、いろ／＼問題があるのでございまして、やはり予算の作成あるいは財政との調整という点から参りますと、この種の規定が必ずしも適切に運用せられないというような例もあつたように考えられますのでむしろ規定の面からはこれを落して、実際の地方の運用にまかした方が、えつて良好な結果を収めるであらうかように考えたのであります。

それから人事委員会の委員を非常にすることでは、目的を達しないではないかというお尋ねでございますが、これはやはり地方に常勤にするか、常勤にするかの選択の余地を與えたなかでございまして、常勤に一律にいい

のらしも、はす強とる、り聞れし、り、功の、り、休ま

政治活動の制限というものは、ごくわずかな大綱をきめて、あとは人事院規則にまかしておいて、ところがこれには非常に数倍もまかしてある。こんな風にまかすといつて、一体何を條例にまかすのか。こういうふうにいわれる活動の範囲を非常にまかすというところ、これは官吏の考え方である。いわゆる官僚といいますが、今までその感じが非常に強くなつておる。私はこの点は民間から出られた、非常に世情に明るい岡野閣務大臣のもので、こういうものをつくられて、ここまで縛るということ、しかも画一的に縛るということは、私はどうも大臣のために惜しむ。実際私ははじめにその考へておる。国家公務員のある当時の事情より、非常に自衛して来てよくなつておるこの地方公務員に対して、もつとこまかく、こんな風に縛りつければいいという考へ方が、私は内務省の再現代というのです。それから一方に余る地方自治体の公務員に対して、画一的にこまかで縛らなければならぬ必要がどこにあるか。従つて地方自治体の自主権を尊重する尊重するといふけれども、この事実によつて尊重してはならぬです。この点が私どもは、一体政治活動をなぜこんなにかまかす、前の国家公務員よりかさらにこまかく、さらに事態がそれよりか悪くあつたならば、これは弊害があるから、こうした方が地方公共団体のためにも、住民のためにもけつこうだと思ふのだけれども、だん／＼よくなつて行くのを、なぜ一体こんなにかまかす縛りつけなければならぬか。これが私は官僚的であり、画一的

にものをやろうとする中央集権的な自治の破壊であるし、さらに日本民主化の大きな逆行であるといふことを、私はこの機会に強く言つて、いやそれでいいのだというならば、もつと根拠がありそうなのではありませんから、私はそれをお聞きしたい。

○岡野閣務大臣 お答え申し上げます。私のためにいへんごひいきの言葉をいいたしまして、ありがたうございます。ただし国家公務員法ではごく簡単にしてありますけれども、人事院規則では実にわれ／＼が読んでもわからないような文句が使つてあるほど、詳しくいろいろな事項があつてあります。しかしやはり人事院規則というものは法に委任されてつくられたものでありますから、人民の権利を縛るという点においては何ら差がないわけでありまして、でございますから、国家公務員法全体といたしましては非常にむずかしい、また非常に広汎な制限をしておるうちに存じます。けれども地方公務員といたしましてはそれを緩和したしまして、人事院規則にきめられているような縛り方はしてはならぬであります。でございますから、同じく法律でやりますものならば、人事院規則のようなことにしないで、やはり一つの法律にまづめておいた方がよくはないかという考へ方から、この中に入れている次第でございます。

○大矢委員 もう一つそれは具体的に申します。これは鈴木さんの方がかえつていいかもしれませんが、かつて人事院で、今度除外されたといふか、四つの企業に対するいわゆる企業法と申すべきものを立案されて、すでに私どもの方にまわつておつて、それを

見たのです。もちろんそれは相当前にできたもので、地方公企業職員法案といふ自治庁でつくられた法案ですが、この内容を見ますと、非常に嚴重ないわゆる政治運動禁止の規定が織込まれておる。それは十三條であります。その十三條において地方公共のための私企業の電気、ガス等に対してこまかくこれを禁止してある。御承知のように公共企業の運輸あるいは国鉄、それから専売公社は政治運動の禁止はないのです。これだけに政治活動の禁止をやろうと自治庁としては考へておる。時を同じくして、ちやうど労働省でこれに対して地方公営事業労働関係等に関する法律案の要綱が出てくるが、それには何らこれを禁止してない。政治活動の政の字も出ていない。一体なぜこれほど地方の自治体に関係している労働者を憎むのか。私は憎むのだと言つても決して過言ではないと思ふ。ことごとくにそうしていきめつけ

る。先ほど鈴木さんが実は特別現業員といふ、単純労働には労働基準法は適用していいと言へば、労働者をえらい保護しているように聞えるけれども、しかしながらそれにまた最後にこまかいことを書いてある。但しこの地方公務員法に抵触しない範囲において、この監督権を労働基準局にゆだねると書いてある。抵触しないといふのは、ほとんど抵触するといふと実行できない。ただこれをちよつと出して、しかもそれは抵触しない限りにおいてこれを保護すると言つてゐる。何もかもそつくり取上げて、一体どうしようというのです。従つてこれが同じ政府内部で、同じ国としてかくあるべしということがこれほどに違ふのです。労働省の案と、しかも公企業に対するもの、同じ地方公企業に對して出た法律案を立案するにあつてそれだけ違ふ。そこで私は、きのうはこれは当然労働省が立案すべきでないかと聞いた、公企業を私もやりますと労働大臣が言つておられるのです。ここに自治庁の理解がないといひますか、あるいはほんとうの内務官僚の前の根柢そのまゝを出しているといふことを私は言ひたい。私は何も好んで反対的な立場に立つて言つてゐるのではない。事実と相違してゐる。こういうことを立案して出しても、これは違ふのだ。そして憎む立場に立つてゐるといふことは、何とかして縛り上げてやろう、何とかしてきめつけてやろうといふような、かんの甲羅をはぎ、足をきりやうな感じを私はしみじみ考へさせられる。この点を私はただ抽象的に言つてゐるのではない。あなたたちが草案した案を私たちがそのままらつて、そしてこまかい考へ方、こまかい考へ方と次々に行つて、しかもだん／＼悪くなつてゐる。私はこの前も言つたように、今年の七月に出たときの案は、十二項目にわたつたものをとつてある。今度はまたそれを入れてゐる。なぜ一体こんなことをするの。しかもあつてつたものではな

い。自治庁の案でつておきながら、またこれを道もどしてゐる。私はこまかいことはどうしてもわからぬ。従つてもしあなたたちがこれは正しいからどうしてもやる、わずかに日を数日に残した臨時国会に、しやにむに通さなければならぬといふならば、私はほかに何か意図があると思ふ。それはたして地方の公務員の将来における活動が、ほんとうに安心して活発に何らの陰ひななく良心的に勤務ができると思ふならば、それは実情を知らないわけでありませう。

私はさらにもう一ぺん言ひますが、今度の罰則においても非常に緩和してあるといふ。今までは法律的罰則をもつてやつて来ておる。今度は單なる職を解除するといふひとつの行政処分を罰則としたといふけれども、それは労働者の氣持がわからない。労働者は一箇月監獄に行くよりも、何年か勤めて首を切られる方がつらい。それで緩和した緩和したといつておる。罰則でき

のと同僚からも尋ねられたように、裁判中は首を切られないのです。それでやつたといへば首を切られる。こんな苛酷の法律をつくつて、一体それで緩和したといふのか、罰則を緩和してゐるといふようなことは、労働者の実情を知らない公務員法である。私はこの点をあまり長く言ひませぬけれども、この法の立案に対する心構へにおいて、私どもとはるかに、遠い点がある。この点は鈴木さんが今申しましたように、どういふふうにかんがへて来たか、今度だん／＼悪くなつて来たかといふことを、これも簡単によろしいから聞きたい。

○鈴木(僕)政府委員 地方自治庁が立案をいたしたる法案につきましては、いろいろの例をおあげくださいまして、やつておることが非常に制限的で、何でもかんでも権利をきりやうし、こまかいような考へ方です。つたのではないかとこまかい趣旨のお尋ねでございますが、私どもはそのような考へ方で立案をいたしたことは

まつたぐさいせん。地方公務員法の立案につきましては、やはり基準になるべきいろいろの考案がございませう。マツカーサーの書簡にいたしましても、また近代的な公務員制度の理念にいたしましても、いろいろの基準になるべき問題がございまして、そういうような考案方から問題を展開いたして行つております。これを一体労働法的に書いて参りますか、あるいは公務員法という体系から書いて参りますか、これはいろいろ考案方があると思いますが、私もは要するに政府のものと働きますものとしたしまして、政府が決定せられたその方針に基いて、立案をいたしておるのでございまして、特定の意図を持つて私どもが立案しておるというところはまつたぐさいのでございませう。さらに地方自治庁には御承知のごとく地方自治委員会というものがございまして、この地方自治委員会には各地方団体の会長が参加をされておられます。また学識経験の方も入つておられます。地方自治庁が法律案なり政令案なりを立案いたします場合には必ず次官會議なり、閣議をいたします前に、この自治委員会會議の議を経ることが、法律上の要件になつております。そこにおいてかりにどのような案が出て参りまして、十分審議を盡しまして、そうしてさらに政府としての最終案として参るものがありまして、その過程の案をとらえられまして、いろいろ御論議いただきまして、私どもとしては非常に迷惑に存するのでございませう。

それから懲戒処分、政治的行為の制限につきまして、地方公務員法案におきましては、懲戒処分によつてただちにこれを排除してしまふから、国の場合に比較いたしまして、かえつて強いものである、こういうような趣旨の御見解でございませうが、これはまつたく事実と相反するものでございませう。国家公務員法におきましては、一面におきまして、公務員がある服務違反の問題がございまして、場合におきましては、刑事裁判は公務員法上の懲戒処分と何ら関係なく進んで参ります。懲戒処分もまたこれと独立に進んで参ります。古い官吏制度のもとにおきましては、このような場合におきましてはまず刑事裁判が確定をいたしました後において、官吏の懲戒処分を行つて行く、こういう建前でありましたが、国家公務員法におきましてはこのような点を改めまして、刑事裁判と懲戒処分が同時に並行して行くように相なつております。一面においては懲戒を科せられ、一面においては懲戒処分も科し得る、こういう建前になつております。またこの地方公務員法案におきましては、政治的行為の違反があつた場合に、必ずこれを懲戒処分によつて解職するというようなことは毛頭規定いたしてございませう。懲戒処分のうちには戒告でございませうとか停職でございませうとか、戒給、免職でございませうとか四つの種類の懲戒でございまして、このうちのどれを具體的の場合に採用するかは、これは任命権者の権限でございませう。これをただそれということをすることができると書いてあるだけでございまして、必ず懲戒処分をしなければならぬとも書いていないのであります。この点は昨日も龍野委員からお尋ねがあつたのでござ

いまするが、懲戒処分をしなければならぬというふうに、むしろ書いていただかうかという御議論もございまして、この法案におきましては懲戒処分をすることができると書いてあるだけであります。

○大矢委員 ぼくはこれで最後にしますが、しきりにマツカーサー書簡を盾にとつていますが、ひとつ文章を読みます。これはあとで読んでいただきます。前文がありますが、一般労働者の場合で、次に公務員に關しては「自らもしくは選ばれた代表を通じて、雇用條件の改善を求めんがため自由による意見、見解もしくは不満を表明する個人のもしくは団体的の妨げらるゝことなき權利」を有している。と、こう書いてあるのであります。十分權利があるというのです。それを曲解して、できるだけこれを狭くしようとする。自分たちに有利なことだけをとりてやろうというのだから、こういうことをもとよく読んで、大いにこの權利を伸ばしていただくようにしてもらいたい。それから今いう規定が、やつてもいいし、やらぬでもいい。そのときの任命者がきめることだというが、それはあればそれだけの罰があるということなんですか。やつてもやらぬでも、その罰則があるからやることにきまつた。そういう三百代言的なことではいけない。そんなやつてもやらぬでもないのなら、規定を除いたらいと思ふ。あとで公平に読んでもらえば、そこにおのずからつと親心がつてしかるべきだと私は思う。それ以上は尋ねません。

○前尾委員 それでは暫時休憩いたします。三時から再開いたします。午後一時五十分休憩
午後三時三十分開議
○前尾委員 それでは先ほどに引續きまして地方公務員法を議題といたし、質疑を進行いたします。
まず總則並びに第二章人事機關についての質疑を進行していただきたいと思ひます。門司君。

○門司委員 それでは第一章から質問いたします。目的であります。この目的には御存じのように、法律の一番最後には、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。こう書いてあるものであります。能率的な運営を保障するということでありませうが、これは一体どういう意味で、能率的な事務の運営を保障するの。この保障は前段の公務員の利益とかあるいはその他のことを保障するということ意味ならば一応わかりませうが、これについては、その前にさらに「福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に關する根本基準を確立する」と書いてある。これで一体地方行政の運営が能率的に保障されるのかどうかということでありませう。これは常識的に一応考えますと、いわゆる身分が十分に保障されておれば、必然的に能率の増進にもなつて来る。従つて運営も非常に円滑になつて来る。従つて運営が一応言えるかもしれない。しかしそれを保障するといふ字句で、しかもこゝで「保障」とはつきり言い切つてあるのではありませんか、この能率的な運営を保障するといふ意味を、もう少し詳しくお聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員 今門司さんがお読みくださいましたように、この第一條の「地方公共団体の人事機關並びに地方公務員の任用、職階制、給與、勤務時間その他の勤務條件」云々と書いてあります。……等人事行政に關する根本基準を確立することに、と書いてあります。この手段が、要するに下にありますが、地方団体の行政の民主的かつ能率的な運営を保障する、そしてその結果として地方自治の本旨の実現といふものに資することができ、そういうこと全体がこの地方公務員法の目的である。文句の上ではそういう意味でございませう。實質的に申しますれば、直接能率に關係のございませう。たゞは、たとえば研修でございませうとか、勤務成績の評定、あるいは分限及び懲戒の確立、あるいは福祉及び利益の保護、そういうようなこと、さらにさかのぼつて任用につきまして、いわゆる成績主義の任用方式を採用する。また職階制によつて仕事の配分というものを確立し、これと人の地位と、結びつきを明確にいたしまして、仕事、職の配分を合理的に、科学的にするといふようなことによりまして、地方行政の民主的な、かつ能率的な運営が保障せられる、かように考えておるのであります。

○門司委員 そうしますと、この法律の内容と非常に大きな食い違ひを持つてゐるのじやないかと私は思うのであります。この法律の内容は人事委員會その他が設けられて、この前段にありませう。あるいは勤務時間であるとか、あるいは勤務時間であるとかいふことが、いろいろ書いてあります。

が、この内容に公務員に最も大きな影響を持つております。先ほどからいろいろ議論になつております政治活動であるとか、あるいは労働三法の適用をしないとかいうようなことが、この前段の目的の中にはちつとも書いてないであります。ただわずかに、もし書いてあるとすれば、給与、それから勤務時間、その他の勤務条件というところだけ書いてあるのであります。そのほかのことはちつともこれに書いてない。そういたしますとこの目的の第一條自体が、この法案の内容とかなり大きな食い違ひを持つておることを書いてあるのじやないかと私は思う。もう少し平たく言うならば、羊頭狗肉とでも申しますか、第一條の目的には非常に都合のいいことが書いてあるが、内容はそれ以上にわたる、労働者にとつてきわめて不利益なことがたくさん書いてあるというように、私どもは解釈いたしまするので、この一條の趣旨は労働条件等に関する三法の適用をしないことが、一体どれだけ身分を保障することになるかという点である。この点は人事委員会その他があるとお考えになるかもしれませんが、實際上の問題としては、人事委員会におきましては、十分の働きをしようとは私は考えられない。国における人事委員会と同じことであります。人事委員会がどんな勧告をいたしましたところで、一向その実現が見られないというような実情を考へて参りますと、地方の公共団体では、こゝとさらにそういうものの保障はできない。従つてさつきから申し上げておりますように、この能率的な運営を保障するということとは、とうてい

望みかたいとわれ／＼は思つております。従つてどうかもう一応この第一條の目的が、この全法案を貫く目的であるというように、一体御解釈になつておるかどうか。もし解釈されておるとするならば——むろん私は解釈されておると言われると思いますが、解釈されておるとするならば、この目的の中に掲げられておりません政治的の制限、あるいは労働三法の適用の除外と、いろいろなことが、なぜ一体目的の中に書かれていないか。それらを除外し、それらを適用しないことがこの地方公共団体の行政の民主的、かつ能率的な運営を保障するということになるのかということ、もう一応はつきり御説明が願いたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員　労働三法を適用しないということが、この第一條の「確立することにより」という、その手段のどこに入つておるかということでありますが、これは目次をごらんいただきますと、大体おわかりと思います。が、たとえば今の政治的行為の制限の問題は、第六節服務のところに規定をいたしてございます。それから労働條件といひますか、勤務條件の問題、これは第四節に規定をしてございます。さらに勤務條件に関する措置の要求といふのは、第八節の第三款に書いてございます。要するに、そういうような目的の中に書いてありますことは、この地方公務員法案に規定をいたしておりますることを、すべて集約して書き上げたものでございまして、従つてすべてこれを包含しておるといふふうに考えております。

それから労働三法の適用を排除いたして、どうして一体身分の保障ができ

るかということでございますが、これは昨日も申し上げましたように、労働三法と申ししましても、私どものこの案におきまして排除いたしておりますのは、労働組合法と労働関係調整法だけでございます。労働基準法並びに船員法はこれを原則的に適用いたしておりますので、たとえば従業規則でございますとか、司法警察官の職権でございますとかというような二、三のものののみを除いたしておりますが、これは公務員の性格にかんがみて、それを適用することは適当でないというのでやめたにすぎないのであります。およそ勤労者の地位の保障ということにつきましては、労働組合法なり、あるいは労働関係調整法というような労働法の体系におきまして、これを保障することも一つの方法でありますし、また国家公務員あるいは地方公務員につきましても、このような公務員法の体系の中において、その地位を保障するということも一つの方法であると思っております。これはなぜそのような二つの体系を区別しておるか申しますれば、要するに勤労を公務に捧げております者と、私企業に従事いたしております者との間におきましては、その間におのずから性格上の差違があるわけでありまして、先日もいろいろお話が出ましたように、全体の住民の奉仕者という性格において勤務いたします公務員といたしましては、おのずから公共の福祉という見地から、本来有しております各種の権利につきまして、そこに若干の制約をこうむるというのは、やむを得ないことであると思うのであります。しかも、そういうような勤務関係に入るか入らないかということは、本

人がそういう公務員の地位を選ぶか、選ばないかという、本人の意思にかかかわつておるわけでございまして、そういう点から考えますと、このような体系におきまして、すなわち労働法の体系とは別個の体系ではございますが、公務員としての体系におきまして、その地位を保障する、こういうような考え方 に立脚いたしておるのであります。そのような方法によつても、十分です。公務員の利益なり福祉を保護し、あるいは身分を保障することが可能である、かように考えておるのであります。

○門司委員 私が一番先に聞きましたように、能率的な運営を保障すると言つておりますが、この保障という字句で、はたしてこの一條の條文にありませんようなことが一体保障できるかどうかということであります。この保障と、いう意味は冒頭に聞きましたように、一体何を意味しているかということである。いわゆるこういうものすべてを保障しているのであるか、あるいははさつきも申し上げましたように、従業員のものというもののすべてを人事委員会その他の十分保護して行く、従つてこれは地方的に能率的な運営を保障するといふ對外的な保障であるのか、あるいは對内的な保障であるのか、一体どつちを保障するのか、その点をもう一応伺つておきます。

○鈴木(俊)政府委員 この保障と申しますのは、地方公務員法自体がいればわくの法律でございます。本来地方公務員に関する制度は、それ／＼の地方公共団体において適宜に実施いたすのが、一番地方団体の特殊性をたつとんが形になると思いますが、それを国家

公務員法よりは相当簡素な形でござい
ますが、この程度の基本的な事項を肯
定いたしましたて、そういう原則に従つ
て、人事行政を運用するようにすると
いうことを、法律に規定をいたして保
障する。こういう意味でございます。
従つてこれは地方団体並びに地方団体
の人事機関に対しましては、一定の事
項を行うように要求をいたし、また行
う場合には、こういうふうにしなけれ
ばならないという原則を、法律上定め
てこれを要求する。また一方地方公務
員の方につきましても、ある事項につ
きましては、法律上要求をいたします
が、同時に、ある問題、たとえば分限
とか徽戒とかいうようなことにつつま
しては、その地位を法律によつて保障
する。こういうところにこの保障とい
う意味があるのでございます。

○門司委員　そうしますと、これは地方公務員に限った保障であつて、対外的な地方自治体の運営に対する保障ではないというように、解釈してよろしうございますか。

○鈴木(俊)政府委員　そうではございませんで、今申し上げましたように、地方公共団体に對して、たとえば都道府県なり五大市は人事委員会をつくらなければならぬ。あるいは分限とかか懲戒というものは、必ず條例で定める手続によつてやらなければならないといふようなふうに、地方団体自体に對しましてもこれを義務づけております。また地方団体の人事委員会に對しましても、一定の事項を義務づけておるわけであります。そういう意味におきまして、それを対内と申しますか、対外と申しますか、表現はいろ／＼あるかと存じますが、とにかくそういう

意味で保障をいたしておるのであります。

○門司委員 私にはその言葉自身がよくわからないのでありますが、およそ法律を定めるときは、ことに地方自治体に関係する法律であります関係においては、二つのものの考え方がせひなされなければならない。一つは、そこで働いておられるすべての国家公務員の身分に対してこれを保障するとか、あるいは身分をどうするとかいうような、働いておられる者の対内的な一つの保障の方法がある。これによつて地方の、ここに書いてありますような行政が民主的にかつ能率的にやつて行けるというようなことが一応考えられる一つのものの考え方があります。そういうただそれのみによつて内部的にこういう規定を設けることが、さつき申し上げましたように、地方団体の運営に非常に能率的であるというものの見方と、同時にもう一つの見方というものは、法律を定めるときには、やはり地方公共団体の相手方であり、また地方住民の利益というものを考える行かなければならない。従つてこの場合の字句は、前段で申し上げましたように、これで公務員のすべての身分を保障しているから、おそろく地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営ができるであろうという希望の観測の上に立つて、この保障という文字が使われておるのか、あるいは地方住民にはつきりと、これは保障するということがあるのかどうかという点であります。これは法律をこゝれから先審議いたします場合に、非常に重要な問題でありますので、当局の意見をこの場合にはつきりと私は聞いておきたいと思ひますが、私が前段で申し上げましたようなことで、解釈していいのかわからない問題であります。

○鈴木(俊)政府委員 今門司委員の仰せになりましたようなことで、けつこうだと思ひます。要するに、こういうような方法によりまして、地方公務員の性格を明らかにし、その利益を保護し身分を保障するというようなことによつて、地方行政の民主化並びに能率化に資することが、結局今御指摘になりましたように、地方住民の利益をそれによつて向上して行くのだ……。けさほどいろいろ御意見のごさいましたように、そういうお役所仕事にならないように持つて行くような気持を持つてゐるのであります。

○門司委員 そういふふうなこれの字句の定義がはつきりいたして参りますと、この法律の特に問題になつて参りますものは、盛られております性格であり、また、この性格は、この全文を見ても参りますと、地方公務員の利益を擁護して、これによつて地方住民に対して民主的かつ能率的な運営のできるように保障するといふような法律では、私は必ずしも内容的にはないと思ひます。しかし、そういうことは、これから先の議論によつてこれを逐次解決して行きたいと考えておきます。従つて第一條に対しては、この保障するといふ意味を、当局の解釈はそういうふうな解釈だということに一応了承しておきます。ただこゝでつけ加えておきますことは、この全文をすつと読んで参りますと、このまゝのことが施行されるといふと、おそろくこの第一章に掲げてあります、当局の希望の観測の上に、この運営が民主的

かつ能率的に行われるようにこれを保障するといふようなことは、おそろくわれわれには考えられない事象が、内容の審議の際に必ず出て来るであらうといふことを、一応先に申し上げておきたいと思ひます。

それから第二條につきましても、これとさらにこれとでなければならぬといふ考えを私も持つておられますので、私といたしましては、この点の質問はいたしません。

次に第三條でありますが、第三條において「地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。このうちこの特別職については、いづれここに書いてあるものであります。さらにこの法律の全部を見て参りますと、あるいは五十七條といひ、あるいは附則の一番末項、二十項に書いてあります地方財政法の六條に規定する公営企業に従事する職員は身分取扱い」といふことさらに別の法律でいづれ／＼なものなを解決するように、法文ができておるのであります。これをなぜ一体この三條の中にはつきり織り込まなかつたのかといふことであります。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの御質問の趣旨は、公営企業に従事したておられます職員、あるいは単純労働に従事しておられます職員を、特別職として第三條の第三項にさらに掲げるべきではなかつたか、こういうことだと思ひます。この点につきましても、私もその従事したておられます勤労の性質並びにそのものの属します会計の關係といふようなこと、いろいろ考慮したものでございまして、その結果といたしまして到達いたしました結論は、第

一に公営企業の職員につきましても、やはりいづゆる独立採算制をもつて運営をいたして参りますから、たとえは賃金の値上げといふようなことにつきましても、そこだけがやはり特別に扱ひ得る立場にございまして、現に公営企業に従事したて職員につきましても、政府もいろいろ給與問題等について、常に独立採算制という建前で別扱いになつておられますので、そのような点からいまして、これは特別に扱うことが実情にも即する。また国家公務員法の体系におきまして、専ら、国鉄といふものを別扱いにいたしておられます趣旨からいしまして、そういうようなものについては、別個に考えて行くのが適當であらうといふことで、これは附則の二十項に別に規定した次第であります。従つて一応はこれは一般職といたし、建前でございしますが、この法律をすべて適用しない、特別の法律ができるまでの間は従前の例によるのだ、こういうことになりましております。なおこの際二十項の問題については若干申し上げておきたいと存じます。これは、昨日来い／＼御議論がございしましたが、この公営企業につきましても、公営企業の一の組織を、今の部と局とをいふような、あるいは普通の行政事務を処理したてます局なり部の組織のままでいいかどうか、この点にも相当研究を要する点がございしますので、この点にもひとつ研究をいたして行きたい。同時に会計経理につきましても、私企業と同じような効率的な経済の運営をいたしますために、現在の予算制度といふようなものを、現在の予算制度といふようなものを、必ずしも適切に経営の状況を把握したことが困難でありますので、

で、会計経理についてもやはり別個に検討を加えて行きたい。同時に職員的身分取扱いと申しますか、あるいは労働関係と申しますか、こういうようなものに、特別に考えて行きたい、こういうようなことについての法律を別個に考えたい、こういうことでございします。労働関係のこの今までお話を聞いておりましたが、そういう趣旨がございしますので、あわせて申し上げておきたいと思ひます。

それから単純労働の問題につきましても、昨日来い／＼現業職員という言葉において、御議論がございしました通りでございまして、いわば国家公務員なり、地方公務員なりを通じての問題だと私も考えております。そういうような両者を共通しての問題として研究をし、どういふ点について特別の取扱いをするかといふことを研究して行く、こういうことに相なつておりますので、一応国家公務員と同じような建前に、現業職員といたしましては地方公務員法を適用いたしますが、その特例についてはできるだけ早い機会に研究をし、措置をとつて行きたい、こういうふうな考えでおるのであります。

○門司委員 法律のいさといひまするか、運用といひまするか、――については、いろいろ私は議論はあると思ひますが、少くとも法律の中に抽象的ではありまするが、とにかく特殊の事業をする者については、別の法律でこれを定めるというふうな条文を設けてあるといふことと同時に、そういうものをこの三條の規定の中に集約して入れるといふことが、私は法律のて

いざいというか、法律の完備したものと
いうか、そういう言葉を使います
ならば、やはり一律にこの法律でこれ
を律すべきである。この法律の中に
但しというものは追つて除外するで
あるというように書くか、この法
律自体が未完成のものであるというよ
うな感じを、われ／＼は受けるのであ
ります。さつき申し上げたような五十
七條に規定してあるもの、あるいは最
後の項に規定してありますような規定
を繰り込むということが、今の御答弁
のような形でできないとするならば、
この法律自体が未完成のものであると
いうふうに解釈してさしつかえないか
どうか。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま御指摘
の公営企業の職員に關しましては、今
後さらに成案を得まして国会に提案
し、御審議を願わなければならぬ。
こういうことに相なつておるのであり
まして、その意味におきましては、ま
だ全部整つておらぬという点があるわ
けであります。

○門司委員 これは非常に重大なこと
であります。最後の特別の独立採算
制だけでなく、私は五十七條の問題
も、一緒にくめてここに持つて来る
ことが正しいと考えております。こ
れが入れられておりましたので、従つ
て先ほど申し上げましたように、未完
成のものだ、こう私は考えておる。し
かし今鈴木さんのお話でも、全部は整
つていないというふうなお話がございます
ので、これを鈴木さんのお話
のままに受取つて、もう一応確認して
おきたいと思ひますことは、この法
律によつては、地方公共団体の職員全

体が、第一條の目的を達し得るには、
まだ未完成のものであるというふう
に解釈してもさしつかえないかどうか。
○鈴木(俊)政府委員 今私どもの考
え、いたしましては、一般職につきま
し、この規定をいたしましては、これ
で整備したところのつもりであります
が、今の公営企業に從事いたして
おる職員に關しましては、公営企業
の組織なり、会計、経理に合せま
して、労働関係の問題につきましても、
これを検討をいたして行きたい。そ
れをすみやかに国会に提案をいたし、地
方公務員の体系全体として完備するよ
うにいたしたいと思ひます。

○門司委員 その御答弁ははずれてい
るのであります。私は何も独立採算制
の例の問題だけ——いわゆる地方財政
法の六條に規定してありますものだ
けを言つておるのではなくて、五十七
條に特殊の業務に携わるものについて
は、これは別に法律で定めるというこ
とがはつきりと書いてあるものであり
ます。そしてあなたの御説明の中でも
あなた自身が、それはおそろしく公立
学校の職員は含まれるであろうとい
うことを説明しておる。三條の中にさ
うややこしい規定を設けないで、い
ゆる未完成の法律だというふうな
さいをつくらないで、一応完成され
た法律だというようにしてもらいま
せん、この第一條の保障するというこ
とは当てはまらないのでありまして、未
完成の法律によつて住民に対して民主
的かつ能率的な運営を保障するとい
うことを律することは、私は少しこの法
律は行き過ぎだと思ひます。従つて私
が申し上げておきたいと思ひますこ
とは、五十七條及び末項に規定してあ

りますところのものが、この中に繰
り込まれておりませんので、従つてこ
の法律全体が未完成のものであるとい
うように解釈してさしつかえないかど
うかというところであります。

○鈴木(俊)政府委員 五十七條の特
例として規定したすべき事項といひま
すのは、今お話のございましたか、あ
るいは警察職員あるいは消防職員とい
つたものにつきましては、特例が考えら
れるわけでございます。しかしながら
その特例は、五十七條の但書に書いて
ありますように、「第一條の精神に反
するものであつてはならない」とい
うのであります。従つてかりに特例を規
定いたしましたとしても、第一條の精神を逸
脱しないという考え方で、特例を考え
るべきものと思つております。その特
例といふのは、要するに職務と責任の
特殊性に基いての特例でございますか
ら、おのずからそこに限度があるわけ
でございます。要するにこの地方公務
員法自体に對して適用せられる基本的
な權利を定めておるものというように
考えておるのであります。

○門司委員 どうも私はその点がはつ
きりしないのですが、私が言つてお
りますのは、先ほど申し上げてお
りますように、なるほど五十七條の最後
一條の目的に反してはならないとい
うことが書いてあります。私はその通り
だと思ひます。またさうでなければな
らぬと思ひますが、そういう特例を
一応設けて、そして法律が——たと
え言ひますならば、これは私は三つの
法律にわけられるのじゃないか。一つ
の基本法がこれであつて、そして財政

法の六條に關係するようものを別に
こしらへ、さらにそのほかに特殊な
ものについて一応考えられるというよ
うに、三つにこれがわかれて来る一つ
の性質を持つてはいはないかという
ことが考えられるのであります。しか
しそれがもしそういう性格を持つてい
るとすれば、三つの法律がそろわな
ければ、この法律を完成したものと
言ひ得ないといふことでもあります。従
つて私はさういふやうなものであ
る。この三條の中に明確にそれをう
たつて、そしてその幅を縮めたらど
うかといふことです。適用しないもの
は適用しないとして、そのほかにこ
う法律を設けるということに——今
の考へ方から行きますと、五十七條を
入れて三つの段階ができて来ると思
へるものであります。これが二つの
段階といふべきか、もう一度法律をこ
しらえれば、それできちんとしてき
うな法律に、これを集約することの方
が、はつきりするといふことである
す。ことに先ほどから教員であると
か、あるいは消防、警察と言われて
おりますが、教員につきましては、す
でに教育公務員に對する特例が出て
おります。施行令も出ております。警
察に對しても、消防に對しても、警
法、消防法があります。何もこの地
方公務員法のやつかいにならなくて
それはある。しかもそれが第二條で、
すべてこれに抵触するものは一応取消
すようになつておる。さうすると私の
考へ方では、今の教育公務員法とい
ふより、この法律の方が必然的に優
先して来るという形になつて来るは
ないか。さうなつて参りますと、今
鈴木さんの言われましたやうなこ

ここに全体が一般職として含められて
来た現在ですら、教育公務員法によ
つて多少の任免権等はきめられてお
りますが、それがその法律が適用され
ないで、この法律の二條によつて優先
する、ということになつて参ります。人
事委員会の中で、さういふような
委員会の中で、さういふような
がここにできて来るというやうに、
われわれは一応解釈ができるのであ
りますが、それをまたはずすといふ
が、五十七條の規定だと私は考えま
すが、さういふやうな、ややこしい
ことをしないで、この三條の中にさ
ういふものをすつと入れて行つた
方が、法律のいざい明瞭になりや
ないか。従つて何度も申し上げま
す、私の意見は、この法律ではき
まめて未完成なものであるといふ
ふうに解釈してさしつかえないもの
かどうか。

○鈴木(俊)政府委員 地方公務員法の
一つのねらいをいたしまして、現在種
種多様な法律なり政令なりで書き上
げられておりますものを、可能な限
度においてこれを統合いたしまして、
統一のある一つの地方公務員法とい
うものにしようといふねらいを持つて
おります。そこで地方公務員があまり
もいろいろ／＼別な法律で扱われるとい
うことは、これは基本的には適當で
ない、かように考えております。しか
しながら、今御指摘になりましたやう
な教員、あるいは別にたとへば警察、消防
といつたやうな職員につきましては、
その職務につきまして相当特殊性を持
つておる、責任においても特殊性を持
つておるもので、さういふものに對
しましては、この統一法典でありま
す地方公務員法を原則として適用して
参りますけれども、その職務と責任に

基きます特別な点だけは、その特例法で定めて行く、こういうような考え方をもちて立案をいたしておるのであります。従いましてそういうようなものが若干出て参りましても、そのゆえをもつて地方公務員法案が未完成であるということではないと思ふのであります。これはやはり公務員法の体系上、さような考え方をいたしておるのであります。国家公務員につきましても、たとへば警察でありますとか、教員でありますとかにつきましても、特別の規定がございまして、また予備隊等につきましても、特別の規定があるわけでございまして、しかし原則的には国家公務員法が適用になつて、こゝろの体系と類似した体系になつてゐるわけでありまして。

○門司委員 そうしますと、五十七條のところで少し議論をしなければなりません。が、われわれが今まで考へておりました五十七條の意味と、非常に大きな開きを持つて来るように私も考へるのであります。そうなつて参りますと、これはもう一応大臣にでもよくこの法律の趣旨を聞かないと、どうもただちにこれの逐條審議に入ることには危険性を持つておると思ひます。今の鈴木さんのお話のように、教員であるとか、警察であるとかいふものが、特別の法令をもつてこれが運用されておりますときに、その法令はそれなら二條の規定によつて、すべて私は抹消されるように考へるのであるが、この中で生きてゐるものがやはりあるのではありませんか。たとえば教員の規定が法律と施行令と二つあるわけでありまして、そうしてこれには教員の任免権の問題が規定してあるはずであります。

これは一体どつちが残るのでございすか。

○鈴木(俊)政府委員 先ほどちよつとその点にもお触れになつたようでございますが、教育委員会が教員の任命権を持つておるといふ点は、何ら異動を生じません。この任命権につきましても、あとの第六條に「地方公共団体の長」云々とありまして、教育委員会その他法令又は條例に基づく任命権者は」と、こゝろ書いてあります。この任命権は何ら変更いたすものではございせん。

○門司委員 そういたしますと、教員に関する公務員法は、任命権だけは残つて、あとは全部なくなるといふふうな解釈してよろしゅうございすか。

○鈴木(俊)政府委員 いや、決してそのようなことではございせん。どういふ点が調整を要するかと、これは文部当局と御相談をいたし、政府といたしまして、教育公務員特例法の調整を要すべき点につきましては、目下別に法律案を用意しつつある次第でございす。

○門司委員 その点ですが、私は三條に、そういう一般職として当然一つの法律で律することのできないような職種については、こゝろではつきり明示しておいて、具体的に言うならば、たとえば七月案に書かれておりました、あるいは十二の現業と目されるようなものを、もし五十七條ではずされるというふうなお氣持があるならば、こゝろはつきり明記して、おくと、こゝろが、法律の建前から行くならば、非常にいいのであつて、そして今のお話のように、五十七條に規定してあるが、教員の職務に対しても、いまだに文部省との間に話し合ひをしておるのだといふことになつて参りますと、とりあへずこの法律で一応みんな縛つてしまふのだといふことになつて参ります。この法律は仮定の法律であつて、従つて私は仮定の法律は未完成の法律であると当然に解釈されるべきである、こゝろ考へております。この点をもう一応はつきり伺つておきます。

○鈴木(俊)政府委員 その事實は今こゝで申し上げましたような事実でありまして、それを未完成とおつしやるなら、それは未完成という言葉で表現していただいてもつけようだと思ひますが、私は未完成という言葉は、必ずしもその事態を表わすに適當でないと思ひております。

○門司委員 それでは一応この條項については——私ばかり、そういつまでもしやべつてゐるわけにも行きませんので、一応私は基本的なものとして話をおくのでありますが、その次の第四條の規定であります。これに今のところは触れて参るのであります。そうしてこれは一般職に——特別職に掲げてあります三項、そこに六つ掲げてありますが、これ以外のものは、すべて一般職としてこれを適用する、こゝろいふふうになつておるものであります。従つて先ほどから申し上げておりますような、いろいろな職種を持つておりますものも、一応この四條で全部適用を受ける、私は常識的に解釈できるのであります。私は、その通りでありますか。

○鈴木(俊)政府委員 その通りでございます。ただ一般職に属します公営企業の職員だけが、附則の二十項で適用をはずされる、こゝろのことでございます。

○門司委員 そうすると、最後の項に

書いてありますものだけが、この法律の適用を受けないといふことになつて、そうしてこれは依然として政令二百一十の適用があるといふように解釈してさしつかへございせんか。

○鈴木(俊)政府委員 その通りであります。

○門司委員 その次の項の人事委員会及び公平委員会の件であります。これは先ほどから問題になつておりますように、一、人事委員会の方でこゝろ書いてありますような人事委員会が、はたして正しい見解を持つて、ほんとうに地方公務員の利益を擁護して行かうとしたら、権限が、権限があまりにも少な過ぎるのじやないかと、私も思ふ。ただ單にいろいろな苦情を取上げるとか、なんとかいふようなことではなくて、これには当然人事委員会の一つの規定として、仲裁、裁定の性格をこゝろに十分織り込んで行く方が、運用上正しい結果が出るのじやないかと、こゝろには私に考へます。その点のお考へはどうか。

○鈴木(俊)政府委員 仲裁、裁定につきましては、問題を取上げたかどうかというところではございすが、これにつきましても、いわゆる職員団体と地方公共団体の当局との間におきまして、口頭あるいは書面によつて合致しました意思がございした場合におきましては、それが実現をされるわけでございますが、その実現について調停仲裁という制度をとるかどうかということでございますが、これにつきましても、やはり公務員としての性格にかんがみまして、勤務条件に関する措置の要求の審査、あるいは不利益処分の審査といふ

うような形において、人事委員会がこれを取上げる、かような建前にいたしておるのでございまして、この建前は、国家公務員法の建前に準じたものでございす。

○門司委員 建前とは考へられるかも知れませんが、そうなりますと、その建前は單なる建前だけであつて、實際の申合せ等が文書によつてとりかわしを受けております場合には、道徳的にはどうしてもそれを履行しなければならぬと思ふ。その場合にはやはりこゝろの機関が一つあつて、それが當然裁定すべき拘束力を持たないと、道徳上どんなに協約をしても、聞かなければこれは何にもならないことであつて、従つて人事機関というものは、ただ苦情の内容を調査するだけであつて、何らの権能がないといふことになりまして、これはあつてもなくてもいいといふようなことになりはしないかといふように、われわれは考へておるのであります。その点のお考へはどうでございすか。

○鈴木(俊)政府委員 かりに前の団体と地方公共団体当局の間におきましては、合致しました意思を書面によつて申合せして、残しました場合におきましては、今お話のような合理的な責任が残るわけでありまして、これにつきましても、もしも当局が実施いたさないといふような場合におきましては、職員団体といひましては、こゝろにございしますような勤務条件に関する措置の要求という方式で、人事委員会に持ち出しまして、人事委員会においてこれをお取上げしてもらいたい、それ、人事委員会が自己でやれますものは自分でやりますし、他の人事当局がやる

べきものは、これに対して指示をする
というようなことによつて措置ができ
ると思います。

○門司委員　それはただそんなことで取上げて、そうして人事委員会の処置のできるものは、もちろん人事委員会がやらなければならぬことばかり切つたことでありまして、これは單にそういうものを移して行つても、人事委員会というものは、この法律で定められておりますような労働者の利益を保護する機関にはならないと私は思います。従つてどうしてもやはりそういう仲裁、裁定のある種の権限を與えておかなければ、權威がなくなるのではなかないかと思ひます。どんなに他の機關が處理するものであるからといつても、人事委員会としてはただ通牒を發したただけであつて、その責任は負わないといふことになつて参りますと、これは仏つづつて魂入れないようなもので、人事委員会の機能というものは、まつたく發揮することはできないような状態でありまして、これをもう少し明確に記載して行く御意思はないかどうか。

○鈴木俊政府委員　これは公務員の性格から考えまして、要するに勤労を公務に捧げております者と、私企業に従事いたしております者との間の、一つの性格上の違いから派生して来るわけでございますして、調停、仲裁という上りな建前の現在の措置をとりますより、この第四十六條に先ほど御説明をいたしております勤務條件の措置に關する要求の規定がありますが、要するに職員は人事委員会に対して給與、勤務時間、その他の勤務條件に關して、地方団体当局によつて適當な措置

がとられるべきことを要求することが出来る。この要求がありますならば、人事委員会は、その次の條にございします口頭審理その他の方法による審査を行い、その結果に基いて自分でやれることは自分でやる。その他の事項は別の機関に關しては必要の勸告をする、こういう手續についてはさらに四十八條に規定してございますが、はかのような方式によつて利益保護がはかり得るものと考えております。また公務員の性格からして、このような利益保護の方式が適切である、かように考へております。

○門司委員 懸念いたしておりますのは、この法律で国交権が完全に認められておれば、あるいはそれでいいかもしれませんが、しかしこの法律では御存じのように、国交権はこのままだとみますと、対等な立場でこういう国体交渉を行い得ない、従つて文書によつてとりかわしてもそれは団体協約でないということになつておりますと、人事委員会ぐらいがこれを仲裁、裁定するというような権限を持つていない

おりますように、この団体交渉権でない、団体協約でないということが認められてゐる以上は、そういう機關を設けることの方が、人事委員會を設ける趣旨に最も合致するのだというように考えておるのであります。これで當局は十分に目的が達せられる、包含されるのだと御解釈になるのかどうか、もう一度御答弁願いたい。

○鈴木(修)府政委員 勤務條件に関する行政措置の要求がありました場合には、口頭審理その他の方法による審査を行うということでございまして、慎重なる手続により行うものでございます。私どももいたしましては、これによつて利益保護の方法をはかり得ると、さううに考えております。

○門司委員 これは見解の相違でありますから、それ以上は聞きませんが、さういうことでどんなに審査だけを慎重にいたしまして、結論的にそれが

実行されなければ何にもならないことであつて、審査の慎重が必ずしも効果的ではないというように、われ／＼に解釈するのであります。むしろわれわれは効果を上げることの方が有効でなければならぬということでありま

その次に聞いておきたいことは、第七條第二項に「他の地方公共団体との間の契約によりその地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させることができる。」というように突はなつてゐるのであります。この他の地方公共団体の人事委員会に委託するということはどういうことが、事例として上げられるかということでありま

す。の事例をお聞かせ願いたい。

○鈴木(後)政府委員 これは現在でも、たとえば營造物等につきましては、他の地方公共団体の持つておりまするものを使わしてもらうというような契約を結んで、それを使う。あるいは他の地方公共団体の区域の中に、こつちの地方団体の營造物をつくりまして、それをその所在地の地方団体とともに、それを、一種の委託的な関係

係を現に地方自治庁において認めておられますが、それと同じような観念に基きまして、相接するような、あるいは非常に密接な關係がございます甲、乙二つの地方団体におきまして、一が一の人事委員会に委託するというようなことがあり得ると考えておるのであります。あるいは大都市の隣接の市が人事委員会を設けませんで、隣接の大都市に人事事務を委託する。あるいは県にそのようなことを委託するようなことが可能であるのであります。

○門司委員 私はもう少しはつきりした事例を実は承りたいのであります。今のようなお話ははなはだ抽象的でありまして、たとえば他の地方の公営団体の中に、自分の公営団体の建物があつて、それを共同で使っている場合に、これをどうするということであり

まするが、これは実上の問題として、やはり地方の公務員であります以上は、当該地方公共団体の人事委員会においてこれを裁定するというか、取上げて行かないと、これを他に委嘱するということとは、まことに事務上の手続から言うると、そつちの方に勤務しているから、すべてのことはそつちの方でいひようにやつてもらいたいという委託ができた方が便利だと思ひます。

す。しかし一つの公共団体の中におき
まする職員として、自分の勤めており
まする場所によつて、自分の利益を保
護し、さらに自分の苦情を聞いてくれ
る人事委員会が別のところであるとい
うことは、これは實際上の運営として
どうか、こう考えるのでありますが、
これでさしかえないように当局はおお
考えになつてゐるかどうか。

ただいまの門司さんのお話にありまして、た通り、ここで共同設置の方式なり、あるいは委託処理の方式なりを認めましたのは、ただいまお話がありましたように、経費の節約なり、あるいは事務の便利という見地から、このような方式を単独設置のほかに認めた次第であります。この場合に、もし地方団体が自己の意思によつて決定をいたしました場合には、そのいづれにする場合によるもまたさしつかえありません。しかし委託するということに決定をいたしました限りにおきましては、人事委員会の権限のあるものを委託し、またはあるものを委託しない、そういう自由はこの規定においては認められておらないのであります。全部の事務を他の人事委員会に委託するか、あるいは全部を委託せしめないか、そ

ます。

○門司委員 それからその次の任命権者の問題であります。六條の任命権者のことについては、この一項にずつと書いてありますことは、別段これにはどうということも書いてありませんが、第二項に「前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することが出来る」という規定があります。ここに「上級の地方公務員に」という字句を使つておられますが、この補助機関たる上級の地方公務員」ということは、一体現在の職階制の上で、どの辺までを規定されておられるのか。

○藤井政府委員 お答えいたします。この上級という言葉をどういいますが、どの程度までを上級というかというお尋ねでございますが、上級下級の区別は、御疑問のありますように、これは相対的なものであります。一般的にこれからは上級である。これから以下は下級だというふうな線を引くことは必ずしも思ふのであります。個々具体的の場合に決定をいたして参るよりほかはかたがたないと思ふが、現在におきましても、御承知のように、たとへば本庁関係でも雇用員の任免につきましても、県におきましては部長にこれが委任されております。そういう事例がございます。また地方事務所というふうに、本庁から遠隔の土地にあるものにつきましては、一々本庁まで持つて参りますことも、人事行政の面からいっておもしろくございませんで、特に雇用員等につきましては、地方事務所にその任免を委任しておるといふような実情があるわけでありませう。またそのようなことを認め

めますることが、人事行政の迅速な、また円滑な処理の上に必要であるといふふうに認められますので、このような規定を置いたわけでありませう。

○門司委員 そういたしますと、この規定は任命権者が自由にその権限を委任することが出来るという解釈であります。われ／＼が考えますには、こういう人事委員会が一方においてありまして、もう一方に取上げられておられますときに、出先のそうしたものには簡単に任命権者が委任するといふことについては、多少の危険といひますが、それらのものは條例で定められた範囲というように、何か限定する方がよいのではないかと思ひますが、この点をお伺いしたいと思ひます。

○藤井政府委員 お説の点はごもっともなことで存じますが、ただここに権限の一部というふうにはつきり書いてございまして、全体の権限をすべてこの補助機関たる者に委任することは、もちろん法の認めるところではございませんで、先刻申し上げましたように現行に行われておられますのは、雇用員につきましても特にその任命というふうなものを委任しておられるのであります。これが懲戒等の処分になつて参ります場合には、あるいはその性質から考へて任命権者が、みづからこれを保持して行くといふことに相なるようなことにならうと思はれるのであります。それらの点は運用の面からいって、私たちがいたしましても十分配慮いたしまして、指導に當つて参りたいといふふうに考へております。

○門司委員 自治庁がこれを配慮して

お考へになりました。自治庁は實際御告といひますか、ある程度の示唆はできると思ひますが、なか／＼地方公共団体がその通りに言うことを聞くか聞かぬか問題でありまして、ここに一部の権限を委任することが出来るといふことは、どうしてもこれらのものこそ、やはり地方の條例にまつといふようにして、明らかにこの権限の委譲される面をきめておきまないと、これは非常に大きな問題を將來に残すといふことができないか。今のようにならうと、たとへば罷免する場合におきましても、人事委員会、公平委員会等が

なるほどその権限を持つたかもしませんが、任命権者が罷免までも委任した、あるいは片方は委任されたものと考へておつたといふようなことで、トラブルを起すことが実にはよくあるわけでありませう。實際問題といたしましては、はつきりした任命権者である地方の公安委員会を持つておられます権限です。たまた／＼署長が二人できたと

いうような実例がないわけではありませんで、これは任命権者がはつきりいたしておりました。そうして公安委員会がこれを委任するといふことになつておりながら、署長が二人できるといふようなことは、理論上は考えられないのであります。實際上の問題として、そういうものがございませう。そこでやはりこれらの権限の範囲といふものは、やはりその地方の公共団体の議会の議決を経て、明確に任命権者に委譲するような規定を設けて置くといふことが、法律としてきめるにはそういうことが正しいのではないかと考へておりますので、この点に対する当局のお考へをもう一応お願いしたい。

○藤井政府委員 事務の重要性からなるべく慎重に事をやつて参らなければならぬといふ門司委員のお説には賛成でございますが、實際問題といたしまして、任命権を委譲いたします場合に、命令とか、その他の様式で一般に公示されることに相なると思ひます。また任命権を委譲された者は、これはその限りにおいて任命権を代行することになるわけでありませう。もしその任命権を委譲せられた者の任命権の行使に關しまして、い／＼／＼不都合な点がございませうれば、これに對しましては、もちろん人事委員会の行政のいわゆる一般的な監督、あるいは不利益処分等の審査等の適用があるわけでございます。その点の下都合といふような面は、運用の面からいって適當に処置されて参るのではないかと、いふふうに、私は考へておる次第であります。

○門司委員 当局はもつと率直に認めたらうです。何でも言ひ訳をしなければならぬといふような物の考へ方ではなくて、私別に修正案を出しておるわけじやありませんが、われわれがこの法律を審議して行く上に、そういうことはあなたの方で率直に認めるものは認めて行くといふような態度をもつていただいた方が、私どもとしてもよい言ひなかつても済むわけでありませう。ひとつ率直に意見だけ

を言つておいていただきたいのであります。何でもかでもこしらえたものであります。自分たちとしては万全を期しておるつもりでお出しになつておるとはお思ひますけれども、ひとつあまり固執しないようにお願いをしたいと思ひるのであります。

○藤井政府委員 事務の重要性からなるべく慎重に事をやつて参らなければならぬといふ門司委員のお説には賛成でございますが、實際問題といたしまして、任命権を委譲いたします場合に、命令とか、その他の様式で一般に公示されることに相なると思ひます。また任命権を委譲された者は、これはその限りにおいて任命権を代行することになるわけでありませう。もしその任命権を委譲せられた者の任命権の行使に關しまして、い／＼／＼不都合な点がございませうれば、これに對しましては、もちろん人事委員会の行政のいわゆる一般的な監督、あるいは不利益処分等の審査等の適用があるわけでございます。その点の下都合といふような面は、運用の面からいって適當に処置されて参るのではないかと、いふふうに、私は考へておる次第であります。

○門司委員 当時はわかつておりますが、もう少しはつきりした理由です。五大市は都道府県と同じような実力と経済力を持つておられるから、これはやるのだといふことになつて参ります。原則といたしましては都道府県だけでいいといふような考へえのうちに解釈してもさしつかへございませうか。

○鈴木(俊)政府委員 都道府県につきましては、たとへば一番職員数の少いと思はれますような奈良県でございまして、大体六千人くらいの職員がいろいろ合せますとあります。それで大

その次に聞いておきたいと思ひますことは、人事委員会を置くのは、御存じのように都道府県と、さらに五大市だけに限られておりますが、これを限つた理由をお聞かせ願ひたいと思ひておるものであります。

人事委員会を設ける方が適當の場合が多いのではないかと、人口で申しますと二十万以上の市が、大体そのような基準に當ると思ひますけれども、しかし市につきましては強制設置というようなくでなく、やはり自主的にそれを置くか置かないかを決定させる、こういう建前にいたしまして、最も大きな地方団体である都道府県とこれに匹敵する五大市についてのみ強制設置という建前をとつた次第であります。

○門司委員 一応自治権を尊重したような形は見受けられるのであります。が、實際上の問題といたしまして、五大市に次ぎます多くの人口を持つております市の事務というものは、やはり相當な公務員を持つておりますし、それから條件もほとんど五大市と違わなような條件のもとに、環境的にも置かれておると私は考えるのであります。従つてこれを任意にするということは、実はどうかと考えるのであります。もしでき得るなら、こういう面につきまして、たとえば市なら市に限つて置くということが、行政上の処置としては望ましいのであります。行政上の処置の上からこういう規定だけでは、全部の地方の公共団体に從事いたしてあります公務員の利益は擁護されない。たとえば横浜と川崎のようなものであります。横浜といひまして、川崎といひましても、勤務いたしてあります公務員の生活環境、あるいは生活に對しますすべての條件は、ほとんど同じであります。従つて横浜に起り得る條件は、川崎にも必ず起り得るであらうということは、想像にかた

くないのであります。そういった場合に、片方には委員会があつて十分に保護してくれるが、片方には委員会がなく公平委員会があり、権限は同じだといひますが、実際の機能は相當違つて来ると思ひます。これは経費その他の面から考えますならば、あるいは置かない方がいゝかもしれせんが、しかし制度として設けてあります以上は、公務員の同じような利益を擁護いたします立場から考えますと、やはり五大市だけに限らないで、相當な市以上はこれに包含されるということの方が私は正しいのではないかと、このように考えるのであります。この點に對するお考えをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 御説も一応理由があると思つておられますが、先ほど来申し上げましたように、地方団体の自主性を尊重いたします見地から、市につきましては、五大市以外にこれを設置するしないは市の自主的な決定にゆだねる、こういう建前をとつたのでございまして、結果におきまして、御指摘のような市によりましてはつくられる可能性が非常に多いであらうというふうに考える次第であります。

○門司委員 それからその次の二項であります。その二行目に「地方自治法第五十五條第二項の市以外の他の市と共同して人事委員会を置き、若しくは他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会に委託して……」こういう字句を使つてあります。この「共同」という文字であります。人事委員会というふうなものが、一体共同で置けるかどうかということ

であります。共同で置きます場合に私どもが問題になると考えますのは、たとえば二つの自治体によつて一つの委員会を構成するということになつて参りますと、委員の三人の選出の比率であります。これにたいしては、私はその簡単に決定づけられないものがある。これは共同で置くことのできる、というものを設けられたその趣旨をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○藤井政府委員 今までの御説明をして参りましたように、この地方公務員法の立案にあたりましては、いわゆる近代的な公務員制度の理念と、それから地方公共団体の自主性というふうなものの調整を、いかにばかつて参るかと、この二つの點に重點を置いて物事を考へておりました。その際によりまして、一つ考慮いたさなければならぬのは、先刻から御指摘もございましたように、公共団体の経費をできるだけ少くして行くという點も、一つの重要な考慮すべき點であるのであります。そういう面からいへば、この方式について考慮をいたしたわけでありまして、その結果としてこのような共同設置の方式なり、あるいは委託処理の方式なりも適當ではないかということ、この法案を出したわけでありまして、共同というところでございまして、これは正直のところあまりには類例のない制度でございまして、しかしながら現在の公共団体の相互間の共同事務の共同処理方式と申しますか、これは門司さんよく御承知であります。これは組合、それから先刻次長からも御説明申しましたような營造物の共同使用、

この二つが実は認められておらないのであります。しかしながら組合ということになつて参りますと、組合自身にまた管理者を置きましたり、あるいは議會を置くというふうなことで、非常な経費がかかるわけでございまして、そういうふうなことでなくして、もう少し簡素な方式で同じ目的が達成せられる方式はないかというふうな点を考へまして、共同設置方式というものを提案いたしましたわけでございます。この點はたとへば地方開発の關係の審議會でございまして、あるいは先般御審議を願ひました地方税法案におきまして、固定資産の評価員でありますとか、そういうところにも萌芽が漸次ございするところでありまして、このような方式を採用いたしますことが公共団体の多様性と、その経費削減に資するところとが、大なるところがあるというところを考へたからにはかならないのであります。しかしながら今御指摘がございましたような委員の選任等につきましまして、いろいろ困難のあることも当然して、いろいろ困難のあることも当然して、予想せられるところでございます。しかしそれらの点は各公共団体の議會の議決を経まして、そこで完全に一致いたし、また規約によつてこれを置いて行くわけでございまして、その共同設置になります前にそれらの選任の方式、またそれらの公共団体關係のものといひまして、何人かを一方の市から出すか、何人かを他の市に配属するかどうかという点、お互いに両者の完全な意見の一致を見ました上に、このような処理方式が採用されることに相なると思ひますので、実施の運用面からはさしあたり支障は起らないのではないかと、このように存じております。

○門司委員 ただいま指摘されましたような一つの事務を処理する、あるいは税金の問題について、これの分配の方法をどうするかというふうなことは、人事の問題は違ふのであります。事務的に処理されるものではありせん。人の問題であります關係から、事務的にものを考へておるといふことに私は間違ひがあるのではないかと、従つて共同によつて人事委員会を置くというところについては、もう少しこれの検討をする必要があると私も考へておるのであります。それからこの機会に申し上げることはどうかと思ひますが、たゞ「こういふ言葉が使われたので申し上げるのであります。鈴木君の場合にも、よく近代公務員の理念といふことを申されるのですが、この言葉の解釈は一体どういふことであるか。近代公務員の理念といふことの解釈を、この際承つておきたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 非常に學問的なお尋ねであります。はたして私に申し上げられる資格があるかどうか疑問でございますが、私どものごく貧弱なる頭脳で了解しております程度のことを申し上げますと、この理念がだん／＼と徹底して来たのは、アメリカの近代的人事行政といふことのように承知しております。民主主義の原則に従つて、ある公職者が選挙された場合に、今までの在職者をすべて放逐いたしまして、自己の施策を行つたために、自己の所信に合致するものを登用して行く、あるいは自己と特別の關係のあるものを登用して行く、こういう形で公務員制度といふか、公務員政策がとられたのが初期のアメリカ

この二つが実は認められておらないのであります。しかしながら組合ということになつて参りますと、組合自身にまた管理者を置きましたり、あるいは議會を置くというふうなことで、非常な経費がかかるわけでございまして、そういうふうなことでなくして、もう少し簡素な方式で同じ目的が達成せられる方式はないかというふうな点を考へまして、共同設置方式というものを提案いたしましたわけでございます。この點はたとへば地方開発の關係の審議會でございまして、あるいは先般御審議を願ひました地方税法案におきまして、固定資産の評価員でありますとか、そういうところにも萌芽が漸次ございするところでありまして、このような方式を採用いたしますことが公共団体の多様性と、その経費削減に資するところとが、大なるところがあるというところを考へたからにはかならないのであります。しかしながら今御指摘がございましたような委員の選任等につきましまして、いろいろ困難のあることも当然して、いろいろ困難のあることも当然して、予想せられるところでございます。しかしそれらの点は各公共団体の議會の議決を経まして、そこで完全に一致いたし、また規約によつてこれを置いて行くわけでございまして、その共同設置になります前にそれらの選任の方式、またそれらの公共団体關係のものといひまして、何人かを一方の市から出すか、何人かを他の市に配属するかどうかという点、お互いに両者の完全な意見の一致を見ました上に、このような処理方式が採用されることに相なると思ひますので、実施の運用面からはさしあたり支障は起らないのではないかと、このように存じております。

○門司委員 ただいま指摘されましたような一つの事務を処理する、あるいは税金の問題について、これの分配の方法をどうするかというふうなことは、人事の問題は違ふのであります。事務的に処理されるものではありせん。人の問題であります關係から、事務的にものを考へておるといふことに私は間違ひがあるのではないかと、従つて共同によつて人事委員会を置くというところについては、もう少しこれの検討をする必要があると私も考へておるのであります。それからこの機会に申し上げることはどうかと思ひますが、たゞ「こういふ言葉が使われたので申し上げるのであります。鈴木君の場合にも、よく近代公務員の理念といふことを申されるのですが、この言葉の解釈は一体どういふことであるか。近代公務員の理念といふことの解釈を、この際承つておきたいと思ひます。

における人事行政の方式であつたそう
でございすが、そういう方式を改め
て、すなわち選挙の際の一つの機物の
配分というように感じにこれを用いま
せんで、ほかに成績主義に基づく人の登
用、また一旦登用せられたものにつ
きましては、正確なる勤務成績の評
定等によりまして、その能力の実証に
基いて爾後の昇進、その他を行つ、ま
た身分の廃除につきましても、必ず法
定の一定の手続によつて、これを処理
して行く、こういうようなことが近代
的な人事行政の持つて行き方であらう
と了解しておるのであります。この法
案自身は、そういうような諸原理、諸原
則を取り入れたつもりでございすので
、この法案自体がいればそれを再現
しておる、かように考えております。
○門司委員 どうもなか／＼むずかし
い問題で、私もこういうところで実は
議論したくなかつたのであります、
そういう言葉が使われて何だか法案自
身の内容がぼかされて来るようなこと
になつて参りますので、ことさらに聞
いたのであります、この近代的の公
務員としての理念というものは非常に
解釈が広いのであつて、單に今鈴木さ
んが話されたような事柄だけでは
これは落されません。これについては
御存じのように公務員としての理念を
どこから持つて来るかというところは、
おそろく日本の憲法から考えて来るこ
とが、私は正しいと考へておる。今ま
での日本の憲法にはこういうことは書
いておりません、新しい今度の憲法
に初めて公務員のあり方というものを
を、一応明示しておるわけにございま
す。従つて私も何れもアメリカの例
を引かなくても、日本の憲法に基づく

公務員としての立場から立論した方が、
理論上明確になり得るのではないかと
いうように、実は考へておるのであり
ます。従つてわれ／＼が考へて参りま
すと、公への奉仕者であるということ
が憲法で明確にされております以上
は、この理念に基いて公務員に対する
理念というものがやはり出て来なけれ
ばならない。そういった参ります
と、公への奉仕者である、だから基本
的人権というものは、ある程度制約す
ることが出来る。さらに国民に與えら
れております選挙権、政治的な活動も
大幅に制約することが出来る、こうい
うことが必ずしも近代的な公務員の理
念ではない、こういうふうには実は解釈
をするのであります、国民の当然の
権利は、これを固有の権利として十分
認めて、そしてその上に憲法で定めて
おります公への奉仕者であるという自
覚と責任を持ち得る公務員制度とい
うものが行われることが、きわめて短
い言葉で申し上げますならば、正しい意
味の近代的な公務員理念でなければな
らない。これをむりに近代的の公務員
の理念という言葉を押しつけて行つ
て、そしてそれを行わしめるために
は、政治的な活動といふことを自由に
やらしてはいけな、あるいは公への
奉仕者であるといふことをむりに押し
つけることのために、使われておる
側が国民を相手にして、ストライキを
やるというふうなことはけしからぬと
いうことが法律で定められて、その理
念を達成しようといふことは逆の行
方だと思ひます。もし正しい意味の公
務員としての理念を奨励しようとする
ならば、先ほど申し上げておりますよ
うに、真に地方公務員なり、国家公務員

が、公務員としての自覚と責任の上に
それを果すべきものであつて、これを
法律で強要して、そしてお前たちはこ
うすることが理念に合致するのだとい
うことで、これを束縛するといふ行き
方には、われ／＼は承服できないので
あります。ところがこの法律にはしば
しばこういう言葉が使われております
が、法律の内容は後段で申し上げまし
たように、そこへむりに持つて行くこ
とのために、政治的な活動行為とい
ふものを大幅に制限したり、あるいは
労働者としての固有の権利を剝奪したり
するといふことは、これは理事者の方
からむりにこの近代的の公務員として
の理念を押しつけたものであつて、こ
れによつて今あなた方が考へになつ
ておる、近代的の公務員としての理念
の具現には決してならない。またなる
といふことは強制的な法律行為であつ
て、決して正しい意味の理念の具現に
はならないといふように解釈するので
あります、これ以後この法律を審議
する上には、そういう学問的議論に
わたるような言葉はなるだけ使わな
いようにして、實際上の問題でこれを議
論して行きたいと思ふのであります
が、議論することがいいというなら、
一日でも、二日でもこのことだけで議
論してさしつかえないと思ひますが、
それも非常に迷惑だと思ひますから、
なるだけそういうわからぬこと、縁の
遠い抽象的なことによつて、この法律
を律しようといふような考へ方だけ
は、ひとつ慎んでもらいたいといふよ
うな、控えてもらいたいといふことを
この機会に私は申し上げておきます
思ひますことは、第八條に書いてある

のであります、人事委員会の権限の
問題でありながら公平委員会の権限の
問題でありながら、十一までここにす
つと書いてあります。この十一までの
項目の全部は、人事委員会が事務を処
理するといふことであつて、これは人事
委員会の権限ではないと考へておりま
す。従つて先ほどから申し上げられて
おりますように、これを勧告すると言
ひまして、これは單に事務の処理であ
つて、何らの権限はない。四項に「人事
行政の運営に關し、任命権者に勧告す
ること。」と書いてあります、ここで
勧告といふ文字を使つておりますが、
第八條には「人事委員会は、左に掲げる
事務を処理する。」とありまして、事務
を処理すればいいといふことで、さき
に申し上げましたことがはつきりこ
に書いてあるのです。何ら権限は與え
ておらない。勧告すると四項にはつき
り書いておきながら、この勧告は單に
事務の処理であるといふふうな考へ
て参りますと、一片の紙に書いたもの
を送達するにすぎない、これを送つて
やるにすぎないのであつて、何らの権
威を持たない。従つてこの第八條の解
釈をもう少し私は強いのにしたいた
と考へておりますが、この点に対する
同のお考へは一体どうであるか。
○鈴木(俊)政府委員 これは門司さん
の言われるような意味も十分わかるの
でございすが、今まで政府の提案
として、特定の機関の権限の表現方
式としては、特定の機関の権限の内容を
表現いたします場合に、ある特定の
事務を処理するといふような、こうい
う方式の表現を用ゐる場合が非常に多
いのであります。事務を処理すると申
しましても、別にこれは権限がないの

だといふような意味では毛頭ないので
ございまして、たとえば地方自治法等
においても地方公共団体が、いろ／＼
の事務を処理する、こういう言葉を使
つておりますが、それは最も広い意味
における表現でございまして、要する
にこれは権限の範囲を示したのであり
ます。他のいかなる機関もこういう種
類の権限を持たないわけでありまし
て、人事委員会に対して特にこういう
権限を與えた、こういう意味でありま
す。
○門司委員 処理という言葉と権限の
問題であります、私はなおこれにつ
け加えて申し上げたいと思ひますこと
は、この処理されたといふが、當局で
は権限といふお話であるかもしませ
んが、これを受けて立つておられます
この勧告を受けた、い／＼の機関
は、これに対してどういう責任を負わ
なければならぬかといふことが、こ
れにはつきり明記されてないのであ
ります。この点一体どう考へになり
ますか。
○鈴木(俊)政府委員 勧告という言葉
は、すでにい／＼の立法例に用例が
あるものでございすが、單に法律上の
根拠なくして申す勧告とは違ひまし
て、法律において一定の場合に勧告す
る権限を與えました場合におきまして
は、相手方に対してその勧告を受ける
法律上の義務を課しておるということ
が言えると思ふのであります。但しそ
の勧告をそのまま実行するかしないか
といふことは、その勧告を受けました
相手方の、これは自主的決定によつ
てあります、とにかく人事行政
に關します有権的な人事委員会から
任命権者に対して勧告がありましたな

らば、これはやはり尊重せられるであらうと、私は期待いたしておるのであります。

○門司委員 むずかしい問題でありまして、尊重するであらうというところを考へて、立案者の考へ方がどうであつたといふことだけで、一体その勧告が重要視されたものと考へて、ここで勧告するといふ文字を使つて、これを今お話のように実行されるであらうということになつて参りますと、やはり抽象的文字でありまして、受け入れる方ではこれを重要視しなければならぬといふか何と云ふような、ある程度拘束力を持たないといふたつた死文です。拘束力を持たないで、ただ勧告したり常識的に聞くであらうといふことだけでは、私はこの人事委員会の決定といふものは死文にひとしいと思ひます。この点についてどういふふうにお考へになつておられますか。常識的にあなたならおそれるやられるであらうが、あなた以外に任命権者といふものは、なか／＼人事の勧告をすなおに受取らないと思ひが、せめてごく弱い言葉で「これを尊重しなければならぬ」といふくらい、の言葉をここにに入れて、やはりある程度の拘束力を持つていないと、何ら効果もない死文にひとしいと解釈できるのであります。そういうふうにお考へにならないかどうか。

○鈴木(俊)政府委員 人事委員会の権限は第八條に列挙いたしてございまして、人事委員会の権限の中で、あくまでも人事委員会の考へておられますことを、そのまま実現をして行かなければならぬ。また実現せしめなければならぬといふような種類の事項につきましては、表現の方法をかえてお

まして、たとえば職階制に關しましては、六号にございまして、六号に計画を立案し、及びこれを実施するものと、こう書いてございまして。そういうふうには人事委員会の持つておられます権限の中で、あくまでもその実現をはかつて行かなければならぬものにつきます。これは、このよう書き方で、それぞれ各項に列挙いたしておるのであります。その他の一般の問題につきましては、やはり人事委員会の勧告といふものを強制的、義務的なものにしたすことはいかかと思ひまして、それはやはり各任命権者に対して人事行政運営上の一つの考へ方を示すものとしてこれを扱う。こういう機能人事委員会の権限の一つに加えたわけだと思ひます。人事委員会が持つておられる権限の種類に關しまして、それぞれ強弱の色彩を持つた働き方を與えておるわけにございまして。

○門司委員 これは人事委員会の使命の問題でありますので、もう少し聞いておきたいと思ひますが、ただいま鈴木さんの引例された第六号でありまして、職階制に關する計画を立案し、これを実施するといふことが書いてあります。職階制といふのは、必ずしも地方公務員にとりましては、必ずしもいいことばかりをきめるわけではございせんので、こういう問題に對して人事委員会は非常に権限を持つておられて、大切な人事行政に對する問題に對してはただ勧告しつばなし、相手方はこれについて何ら考慮を拂わなくて、反面から解釈すればいいといふことになる。その次の九号の給與の問題、勤務時間の問題、こういう問題についても必要な措置をとるといふことになつておりますが、その次の十号に

もやはり同じように必要な措置をとる、こういうふうに書いてあります。その「必要な措置」といふのは何を意味するのか、ひとつお聞かせ願ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 職階制につきましては、たゞ／＼引例として用ひました、それが必ずしも適當でなかつたと思ひます。職階制の実施につきましては、さらに十分の準備期間を持ちましてこれをやつて行く予定で、施行の上でも段階をつけておるのであります。今御指摘の第九の「勤務條件に關する措置の要求を審査し、及び必要な措置を執ること」といふのは、さつちやつと申し上げました第四十六條の關係にございまして、四十七條に、その結果に基づいて、その権限に屬する事項については、みずからこれを實行しなければならぬ、こういうふうになつておられます。その他の事項に對しては、権限を有する地方公共団体の機關に對して必要な勧告をする、かように相なつております。

それから四十九條には、今の第十の不利な処分を審査の規定がございまして、ここで懲戒処分をするといふことは不利な処分でありまして、そういう場合に、必ず説明書を交付しなければならぬ。職員は説明書の交付を請求することができ、こういう権利を請求する。任命権者は請求を受けた日から十五日以内に説明書を交付しなければならぬ。交付しなくても、不利な処分を審査の請求を持ち出すことができる。交付を受けた後三十日以内に審査請求ができるというものが四項の規定でございまして。その結果とるべき措置というのが第五十條にあるわけでありまして、ここは第二項に、人事委員会が審査の結果に基づいて処分を承認する、修正する、あるいは取消しする。必要がある場合には、とられた不当な措置を是正をして、それを回復するための指示をしなければならぬといふような強い権限を認めておる次第でございまして。

○門司委員 いずれ今の四十六條以下の問題につきましては、四十六條のところでは私はもう少し申し上げたいと思ふのであります。それは単に措置をとるといふことを四十六條で規定して、みまして、公務員が給與に關する問題を地方公共団体に要求して、それに対する事務的な問題に對する措置であると思ひます。實行する措置でないといふことは、實行する措置であります。従つて四十六條に對して、なおこれに對する質問をいたしたいと思ひます。

その次に聞いておきたいと思ひます。それは、人事委員会の規則の九條であります。九條の問題として聞いておかなければならぬことは、ここに「つづつと／＼な欠格條項が書いてあります。そして欠格條項の中で、二人以上が同一の政党に屬することになつた場合には、これらの者のうちの一人を除き、他の者は地方公共団体の長が議会の同意を得て罷免することができ、このいふふうで書いてあるのではありませんか。この地方公務員法のねらいとしておりますものは、こうした政

て来るわけでございますが、單に政党内に入るというだけでは認められず、おそれ得るわけですから、そういうことがあり得るわけでありまして、しかしながら万が一にもそういうようなことがありましたならば、あとから政党内に加わつたために、ある人が入つたために二人以上が同一政党になつた、こういうような事態が起りますので、そのあとから入つた者を議会の同意を得て罷免をしようというようにいたしておるのであります。

○門司委員 私どももいたしましては、今誤植だと言つておられましたですね。第三章第五節は第六節ですね。その通りです。

○鈴木(俊)政府委員 その通りです。

○門司委員 これは誤植なら誤植でいいのでありますが、誤植と一応解釈いたしておきますが、私は一応誤植でないと思つたのでおつたのでおかしなところ、これは誤植が非常に多いのであります。これは余談であります。わづかなる法律の中に二十六、七箇所誤植があるのであります。この法律がいかにずさんなものであるかということがわかるのであります。実際の法律自体を見て、私は驚いたのであります。たしか二十七箇所ないし八箇所あるはずだと思つて、ここにこういう箇所を一つ間違えたらという大きな誤植を持つておられて、きわめてずさんな出し方がされておられることが、私には考えられるのであります。そういうことは別といたしまして、われわれはもしそうだといたしますならば、この公務員の政治的活動を非常に大きく制約いたしております。先ほ

ど申し上げましたように、政治的に地方の行政が運営されることを戒めております以上は、人事委員会はでき得るなら、ここにあります字句を使わないで、いずれの政党にも正式に所属しない人が望ましいではないかというように、実は考えるのであります。他人の政治活動に監督する者が、やはり政党に所属しておらずと、政治活動をしてないとは実は言えないのであります。單に政党に所属しておらず、そうしてこれが投票するだけだというやうなことは、なか／＼ないやないかというやうに考へておられますので、他人の政治活動を非常に制約しております建前から申しますと、当然これは政党に所属しない人が望ましいというところをこの法律に書かれることがいじやないか。他の公共委員会であるとか、あるいは選挙管理委員会であるとかいうやうなものとはこれは違ひますので、その点は一体どういふふうにお考えになつておられますか。

○鈴木(俊)政府委員 御見解は一つの見解とは存じますが、今の国家公務員法におきましても、人事官に対して單に政黨員であることを禁じておられません。政黨員であることはさしつかえないことになつてゐるのであります。全員の建前としてゐる／＼基本的人権の問題についてお話をございましたが、やはり單に政黨員となるということ、投票権を行使するにやうな平等に許さるべきことでありますので、そういうやうなことにいつてもでも制限をすることはいかがであらうか、かように考へております。

○門司委員 時間が遅くなつておりますので、私一人ではやべつておりますから、この辺でやめたいと思つて、次は十一條であります。この十一條には委員が二人以上出席しなければ會議を開くことができないということになつております。なおその次に「公平委員会又は人事委員会の議事は、出席委員の過半数で決する」と書いてあります。これは當然全員が出席しなければ過半数になりませんので、二人以上と書いてあるから、これは三人と解釈すればそれでいいのであります。これは過半数という数字は出て来ません。従つて二つの條文を讀むと、これは三人以上でなければならぬといふことになる。三人以上といふことは全員であります。三人以上にならなくともどうして一体二人以上でなければならぬといふやうな字句をこの場合使つてゐるのか、これは何かほかに考へ方があるのですか。

○鈴木(俊)政府委員 一応御疑問になつて存じますが、これは要するに會議の原則をそのまま持つて来ただけであつたので、ただ構成員が三人でございまして、ちよつと読みますとそのやうな感じがいたしますが、要するに二人以上集まらなければ會議を開いてはいけない。従つて二人ならば會議を開いてもよろしいといふことになるわけでありまして、そして第二項の方では、議事は出席委員の過半数で決するといふことでありますから、二人出席しております場合には過半数は二人でございまして、一人では過半数を過ぎませんので、やはり二人になりませんと過半数にはならぬわけでありまして、

○門司委員 それは非常におかしいと思つて、そういう解釈をすれば、曲げてでもかりに議事が過半数で開かれるといひますと、これは二人で開くわけでありまして、そうすると、議事の運営であります。二人の場合は全會一致でなければならぬといふことになつて参りますので、もう一つここに規定を設けておかないと非常に誤解ができる。二人の場合は、これは過半数であるから、出席委員は過半数である。従つて會議を開くことができる。しかし過半数になるには、二人が賛成しなければ過半数にならない、といふことは、全員の賛成がなければ過半数でないといふことになるのであります。一体過半数といふことと、全員といふことはどこで區別をつけるか。過半数であるといふことが全員にならない場合には、過半数といふ言葉は使われないと思つて、全員の場合は過半数といふ言葉を使う必要がないと思つて、これはどう考へても、このままの規定ではい／＼疑問が生じやういふことと考へますので、自治庁の役人のやうに十分割切れる諸君だけが集まつていればいいのでありますけれども、過半数で議事を開いて、その過半数で決するといふことになると、二人の場合は全員でなければ過半数にならない。三人の場合はどうもそういう意見が出る。こういうことはどうも私にははつきりしたことが見出せないものであります。ひとつともう一項これに加えて、そういう間違ひの、曲げた解釈のないやうに、三人の過半数は二人だから、二人が出席していればよい。全員でなければならぬといふやうなやこしい解釈をしないで、よくいふやうな法律の解釈がで

ないものでしょうか。

○鈴木(俊)政府委員 今の全員で決するといふのと、過半数で決するといふのでは、原理的に非常に大きな違ひがあります。構成員が三人になつて参りますと、その違ひが非常に接近して参ります。しかし三人の場合におきましても、全員で決するといふことになりまして、三人出席しております場合には三人であります。過半数といふことになれば、三人の場合は二人でいいわけでありまして、ところが出席者が二人といふことになりまして、過半数といふことと全員といふことは同じことになるわけでありまして、これは三人の場合と二人の場合を通じて規定いたしておきますので、一つの言葉で表現をいたすといひます。ならば、過半数といふ方が適切であるとかやうに考へます。のみならず国の人事官の會議につきましても同様の規定があるのであります。

○門司委員 国の人事委員会の規定で、そういうことがあるから、これだといふ筋合ひのものではないと思つて、それが間違ひであるならば、直すべきだ。これはあげ足をとつて非常におかしいやうであります。會議が二人以上で開かれる場合の過半数といふのは、全体の数字の過半数ではない。私は考へております。三人の場合を予想した過半数ではない。會議に二人おれば、二人の場合の過半数がその會議に限つて私は採用すべきだ。この解釈するのが正しいと思つて、この委員会は三人だから、二人が過半数だといふことになりまして、出席してない者をこの構成要素の中に加えて解釈をして行くといふことは、議事の運営上は

疑義があると思う。これはいずれの場合でも、会議がかりに開かれており、その過半数でなければならぬと思ふ。この規定から見ると、二人以上でなければ開くことができない。しかも議事は過半数でなければならぬという事になりますと、二人以上の場合の会議の過半数は、今のお話では一人一人になれば過半数にならぬ。二人とも賛成しなければ過半数にならないから適用しないこととあります。この点は議事の運営上非常に疑問があると思う。だからこういふ字句に對しては、もう少し明確に書いておいてもらふねと、こういうところから往々にして疑義を生ずる問題ができて来やしないかというように考えるのであります。出席しない者の一人を仮定してものをきめるという事は、私はどうかと思ふ。これは出席議員の過半数ということが、私は議事の運営上正しいと思ふ。

○鈴木(後)政府委員 第十一條の第二項は、人事委員会または公平委員会の議事は、出席議員の過半数で決する、こゝ書いてあります。そこで出席している委員は二人でありますから、その二人の半数というの一人でありまして、過半数ということになれば二人であります。これはきわめて事理明白であらうと思ひます。

○藤田委員 ごらんを通り興席がほとんど空席となつておりますが、興席議員はこの重大法案を審議忌否されたやに、われ／＼は了解しますが、いかでございませうか。実は門司君が重大な発言中でありますから、定足数を欠いてやしないかと思ひまして、一応

御参考までに申し上げておきます。どうでしょうか。

○前尾委員 どうか進行してください。

「具体的な提案をやれ」これで採決しようかと呼び、その他発言する者多し」

○山手委員 議事進行について……昨日も私から地方財政委員長の出席を求めてお約束しておいたのをごさいます。この時間になつてまだ御出席がないのでございます。きょうも知事會議もやつておりますが、地方に對する交付金の問題その他きわめて重大な問題が山積をしておりますし、その地方の懇望というものはきわめて強固なものであるのをごさいます。であります。この地方公務員法の審議にあたりまして、この問題をどうしても解決して、並行してかからなければならぬという建前なんぞございしますが、野村さんの地方財政委員長の御出席は、いかがでございませうか。

○前尾委員 今も参議院に行つております。さつきからずいぶん請求しておるのです。もうしばらく……。

○門司委員 これで大體第十二條までの私の質問はないわけでありまして、あと十二條は事務的な規定であります。この別段この法案にきわめて重要な関係があるとは実は考えられませんが、質問はいたしません。先ほどから私が申し上げておりますように、第一章から第二章に掲げてあります。この法の基本となるべき法案の中にも、先ほどからいろいろ御答弁がございましたように、私も実はたくさんの疑義を持つものであります。それと同時にこの法案はきわめて未完成的なものであると思ふ。地方の公務員全体を縛るうとするには、きわめて未完成的なものである。従つてこういう未完成的なものを出さなければならぬかつた経緯を、ひとつ小野さんからでもよろしゅうございませうから、この機会にお聞かせいたしたい。どうしてこれらの未完成のものを提出しなければならぬかつたか。

○小野政府委員 お答えいたします。この法律案が未完成であるかどうか、これは主観的な問題でありまして、私は必ずしも御意見に同感を表するものではございせん。ただこの法律案をこの国会になせ出さなければならぬかつたかという事は、これは主官の國務大臣から申すので説明をいたしておると存じますけれども、さらに重複して私から申し上げますならば、現行の地方公務員制度がきわめて古い、いわば旧態依然たる状態にあり、そのもので、ものによりましては、地方公務員の地位なり、身分なりを保障するためには非常に不十分である。また人事行政の点から申しても、きわめて不合理であるというふうな感じがしないことではないのであります。しかるところこの地方公務員法案は、地方自治法の改正の際にありまして、すみやかに地方の職員について総合的な法律をきめなければならぬというこゝで、政府としてもできるだけの準備を進めて参つたのでありますけれども、いろいろの事情から遅れて参つたのでございませう。政府としては一日も早く出さなければならぬような情勢に置かれておりましたために、できるだけ近い機会の国会に提案をいたしたい、こういうことになりましたので、幸いに関係各方面との協議も整い

ましたので、この法律案をこの国会に提案するに至つたやうな次第でござい

○床次委員 門司委員から大體御質問がございましたので、なお漏れした点について二、三お尋ねいたしたいと思ひます。第七條の人事委員会または公平委員会の設置の問題であります。先ほど御説明がございましたが、公共団体が自分で置いてもよろしい、あるいは共同で置いてもよろしい、あるいは委託で置いてもよろしい、この点は非常に地方団体の自主性を認めておられるのであります。本来から申しまして、この人事行政なるものの委託という問題は少ししかが、あまりに自主性を認めておられるが、しかし自治団体自体がこういう人事の問題を委託するといふことは、少し取扱ひが軽きに失するのではないかと思ふのであります。この点はどういう御意見でありますでしょうか。

○鈴木(後)政府委員 人事に關します問題は、地方団体の組織の上におきまして、最も重要な問題であることは御説の通りでございませう。しかしこの委託方式もあくまでも關係地方団体の理事機關なり、議決機關なりの意思の合致によりまして行ふものでございませうから、自主性をそこなうことはなから、かように考えるのであります。大體が非常に職員数の少いところ、うなことが考えられるわけではございませう。それをすべて自主的な決定にゆだねておるわけではございませうので、その支障はないといふふうに考えております。

○床次委員 それから政府委員にお尋ねしたいのですが、將來實際にこの法案が動いて参りますときに、人事委員会あるいは公平委員会が、どのような形でもつて設置されるかというのを御想像しておられるかどうか。相當の数の委員会ができるようにお考えになるのか、あるいは少数で足りる形になるのか。この間もお話になりましたが、あるいは府県一つでまかなえるのじやないかという感じもいたしますし、あるいは各府県の地方のブロックぐらゐに置いておくといふような形になるか。この点は、いかうにお考えになりますでしょうか。共同でも一つ置いて、府県の便利なところで、これをやらせるという形も考えられると思ふのです。實際にどれくらゐの数が置かれるといふことを見通しておられるか。あるいは先ほどお話になりましたが、人口二十万以上くらいのものが大體置れるか、その他は共通あるいは事務委託をもつてやつて行くといふふうな予想をしておられるかどうかということを感じたいと思ひます。

○藤井政府委員 お答えいたします。この法案が実施されました後の人事委員会の設置が、大體どういふことになるかという見通しの問題でございませう。これはあくまでも見通しでございませう。どういふふうに見通したか、はつきり申し上げますことのできないことは当然でございませう。大體私たちがいたしましては、第七條第一項にございませう。都道府県、五大市は、これはもちろん申すまでもありませんが、その他の市につきましては、大體その規模あるいは職員数というやうな点並びに本法で実現したやうな点としております公務員制度の必要の

開審理を要求いたしましたならば、必ず公開の口頭審理で行かなければならぬということになつておるわけでありまして、手続としてはまさに裁判と同じような手続で進められるわけでございします。またその際の結果を審査の結果と申ししておりますが、これは判定と申ししましても実質においてはかわりはないと思ひます。ここにありますように処分を承認し、修正し、あるいは取消し、必要がある場合においては、職

員が受けるべきであつた給與その他の給付を回復するため、必要でかつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によつて受けた不当な取扱ひを是正するための指示をしなければならぬ、こゝで書いておられます、しかもこの指示につきましては、特に罰則におきましてこの指示に従わない者に対しては罰則を付してあります。すなわち形は審査というふうなことでございまして、これは実質的には裁判と同じような、相当強い保障をいたしている次第でございまして。

○前尾委員長 それでは野村委員長がお見えになりましたから、地方財政の問題を議題といたします。山手満男君。

○山手委員 野村さんの方からお出しになりましたが、あなたの方からお出しになりましたが、この平衡交付金を百三十億出せという意見書、われわれはこれで十分だとは考えないのでございまして、この程度のことで何とかがやつてもらうならば、私は地方のゆとりがないものも相当ずつて行けるのではないかと、こゝういふ気がするのでございます。しかしながら現実には補正予算で三十五億しか出されなかつた現状にあるのでございまして、昨日あるいは一昨日大蔵大臣に来てもらつて、いろいろ意見を聞いたところによりまして、きわめて遺憾な点がある。こゝういふふうには大蔵大臣自身も認めておいて、いふのでございまして、その点地方財政委員会の委員長としてどういふふうにお考えか、もう一度お伺いしたいと思ひます。

○野村政府委員 百二十三億は政府の補正予算の決定前、すなわち公務員に對する年末給與一箇月という数字に基いて提出いたしました。その後國家公務員一箇月給與というものが、半箇月給與に相なりましたために、その額を約四十億減じ八十八億に修正いたしました、當委員會へ意見書として提出いたしましたわけでございます。この点を御了承願つておきます。

なおただいまの御質問の御趣旨については、私も地方財政に關係しておるものといひまして、この八十億の平衡交付金の要求というものは、地方財政としても最小限のものを要求したのであります。これがさらに減額せられて三十五億ということに相なつては、地方財政として現在及び將來においていかなる事態になるであらうか。非常に現在及び將來を心配しておるのであります。過日も當委員會において申し上げたのでありますが、あるいは法定外の課税をなすとか、標準率以上の税率を課する、あるいは寄付金をとるとか、あるいは事業を繰り延べたり、中止したりするようなことになりはしないか。また地方のそれらの團體の財産を売り食ひするやうなことになるに於ては、まことに地方財政のため、地方自治のため、さらに國のために遺憾にたえないと存じます。私も地方財政に關係しておるものとして、これが收拾について実に言ふべくおぼろなる心配と苦心をいたしておるのであります。

○山手委員 先日私から平衡交付金の返還の件につきまして質問いたしましたところ、荻田事務局長の方から返しやういふふうにして返してもらうつもりである、こゝういふふうな御答弁があらつたように思つております。返しやういふ方法についてどういふ方法をとつておられるかという質問をいたしまして、それに対して二、三お答えがあつたのでございまして、聞くところによりますと、返還をしなければならぬ市町村などがございまして、ところが返還しなくてもいい市町村もございまして、ところが今度新たに三十五億の割振りをされるときに、これは府県単位で割振つて、そして今後もうとこころはいひのでございまして、返還をしなければならぬ分は、三十五億を差引してお渡しになつて、府県単位で押えておつて、出さなければならぬ方の側からあらつて、さらに今後あらわなければならぬ方の平衡交付金は府県が責任を持つて埋めて行けというふうな府県単位で振り割つて行くという処置をとられておるやに承つておるのでございまして、こゝういふことをおやりになつたか、私お伺いしたいと思ひます。

○野村政府委員 私どもはこの意見書を国会へ提出いたしましたので、国会の公正なる御判断にまつて、最後の御決定を見るものと思ひまして、三十五億の配分については、事務的には考へておりますけれども、三十五億そのものについては配分については、まだ何も考へておりません。八十八億のわれわれの要求ができるだけ當国会において実現し得るやうに、実は希望しておるのであります。

○山手委員 わかりました。そういたしますと、その問題はこゝういふことじやないかと思ひます。今後平衡交付金をさらにお渡しにならなければならぬ市町村もある。引揚げられる市町村もある。しかしこの三十五億とは別箇にこゝういふことがあるわけですが、その場合には府県のわくで、たとえていへば愛知県で名古屋市のほかはまだ四、五千万円引揚げなければならぬ、しかし多治見市には相当減さなければならぬ、こゝういふことになつておるといたしますと、愛知県のわくで県が責任を持つてそれを操作して行くというふうなやり方で、平衡交付金の返還そのほかについて、御処置をとられつつあるやに承るのでございまして、こゝういふことはございせんか。

○武内説明員 その点につきまして、私からお答え申し上げます。さきに概算交付いたしました交付金の還付の問題につきましては、別途に規則をつくつたわけでございますが、そのうち大體半額程度を本年十二月の十五日までに返していただくということにいたしましたのでございまして、この半額分の還付につきましては、地方府県ごとく、市町村の中で返還せられます額を二分の一と、さらに追加交付しなればならない部分との差額を今回支給をいたしまして、各府県で市町村の實情に応じて、具体的な還付の金額並びに時期をきめていただく、こゝういふ操作を今回についてはお願いいたしておるのであります。

○山手委員 そういたしますと、それは府県が責任を持つてやるというふうなかつこゝうになるのでございますか。

○武内説明員 操作は府県単位に、府県においてやつていただくことになるのであります。

○山手委員 そういたしますと、これはたいへんなことになるのでござい

あるわけでございまして、それらの確実に相当額の税の徴収見込みのついておりますところにおきましては、半額以上あるいは場合によりましては、全額あるいは三分の二というふうな額も還付してもらおうと思つておるのであります。そこらのところにつきましては、各町村の具体的な事情は、一々私の方でもわかりかねますので、その点の操作を原にお願ひいたしておるわけでありまして。

○山手委員 その操作を原にお願ひをしておるといふに簡単にまつしやるのでございしますが、それは県としてはたいへんな迷惑でございまして、それはなか／＼容易なことじゃないだらうと思う。これは委員長、とくとお考え願ひたいのでありますが、その半額年末に返せという金額、これは道徳的に見れば、あれは概算渡しであつて、お前らに返してもらうのだというところで、これは返さなければいかぬ性質のように見えるのでありますが、現実の問題としては、そんなに市町村の財政というものはやさしいのではないかと私は思う。そういたしますと、どうしても平衡交付金の増額をしてもらうか何か、そういうところの強力な措置がとられなければ、個人もそうでありまして、市町村も年が越せないのではなからうかと思ふ。その平衡交付金の返還という問題について、委員長のお考えをひとつお伺ひしたい。

特に考えたいと思ひます。この点は返してもらふという建前で処理して行きたいと思つております。

○大矢委員 例の災害地の概算拂いの交付金の問題ですが、これは災害地によつては税金の免除をしたり、あるいは徴収の延期をしたりしての率といたものが、実際に使つた当時の金というものは非常な差額がある、これは非常に物価の値上りをしてたりしていることを計算なしに、必要なものに対して市町村がやつてゐるから、そういう非常な莫大な支出をしてゐる。そこで概算拂いでもらつた、それは十二月の半ばごろまでに返せ、税金はとれない、こういうことで、私聞ふところによりまして、災害地の概算拂いの交付金に対しては、これは御破算にするというところを聞いておるのですが、どういふことになつておるか、一応この機会にお聞ひしたい。

○武岡説明員 災害地の概算交付を御破算にするというのは、どういふ趣旨でございましょうか。

○大矢委員 今申しましたような理由で、特別に災害を受けておつて、実際上徴収ができない。しかも救助法による率よりもさらに多くの金を使つておる。そこで災害地に限つては特例を設けて、もう取上げられないという、そういうことにきまつたのではないのですか。それと、どうしても十二月の十五日ですか、それまでにいけ行つたものはとらなければならぬというところか。それならば今給料も拂えないところか。それならば、たいへんなことになると思ふ。その点は災害地に対する特別扱いがされておるのか、されぬのか

ということですか。

○武岡説明員 今回の半額還付の問題につきましては、ただいま御指摘の通りに、特別に災害があつたりしまして、実際の会計の運営に非常に困つて、歳計現金もないというふうな市町村があり得るといふことは想像されます。それから必ずしも災害がなくとも、先ほどお話のございましたように、今ただちにこれを返すことについて、相当困難な事情のある町村のあることも承知いたしておるのでござい

ますが、一応建前といたしましては、先ほど申し上げましたような操作をいたしまして、その一方において半額以上も返せるような団体の税収入が、相当徴収の見込みがありまして、還付するに困らないような団体につきましては、必ずしも半額というところでなく、半額以上の還付ということもわれ／＼としては期待をいたしておるわけでありまして。ただそれを一々どが返さな

い、どが全額返せるといふような個々の指定は、私の方でいたしかねますので、原則的には先ほど申し上げたような措置をとつておるのでござい

ますが、現実には今おつしやつたような事情がありまして、どうしても私の方でお願いをいたしましたような措置のとれないようなところにつきましては、別途考慮いたさなければならぬであらう。これは現実の問題として、そういう操作を考えざるを得ないのじやないかというところは考えております。

○大矢委員 くだいようですが、それは災害に対しては、何ら特別の措置を講じない、拂えるところは拂つてもらいたい、しかし実際上拂えないところには特別に考慮をする、こういうの

ですか。

○武岡説明員 還付の問題につきましては、今回の半額のみで解決する問題でありまして、今のごときとは、来

年一月本決定をいたしまして、交付金の正確な交付額が決定いたしましたあかつきに清算することになつております。そのときまでに問題のすべてを解決しなければならぬわけではござい

まして、今回はとりあえずその第一次の措置をいたしておるわけでありまして。そこで今回のものにつきまして、私の方でお願いいたしておりますような措置が、事実上できないような町村につきましては、別途しかるべく考慮をいたしたい、かように考えております。

○門司委員 いろいろ問題が紛糾しておるようですが、この機会に少しさかのぼつてお聞きしておきたいと思ひます。実は交付されましたものを、大体各府県あるいは市町村で消費いたしておりまして、そうして返還が非常に困難だといふことは、おわかりだらうと思ひますが、その原因はどこにあるかといふと、あるいは私の聞き違いかも知れませんが、地方財政委員会事務局かどこからか、本年度の予算編成の際に、平衡交付金の支給は、大体昨年度の七割ないし八割くらいかと考えられるといふような示唆を與えられておるのじやないかと考えるのです。その示唆に基いて、各都道府県並びに市町村は予算を編成いたしまして、そうして事業の運営を営んでおると思ふ。従つて今まで配分されておりましたものも、そのわくの中であれば大体返還するものでないといふ考え方のもとに、公共団体のすべての事業が運営されておるの

ではないか、そこに返せということになつて参りましたので、地方の公共団体としては、事業を進めておるが、金がなくなるというところで、これを中止しなければならぬというわけで、非常に迷惑しておるのじやないかと解釈するので、地方財政委員会事務局から、さきに申し上げましたような、昨年度のこのくらいのものが大体配付せられるであらうから、そのつもりで予算を組んでみたらどうかという示唆が與えられたかどうか。

○武岡説明員 ただいま門司さんがおつしやいましたような趣旨の示唆は、当時の地方自治庁はいたしておりません。本年度の当初におきまして、予算編成をいたします際に、平衡交付金も今後どれくらい来るか交付の目当がつきませんし、地方税法もまだ成立いたしておらないというところで、各団体とも予算の編成につきましては、どういふ目安で組んだらいいかといふことについて、相当迷つておつたわけであり

までは考えようという事は、地方自治庁といたしまして、団体に示唆したわけでありまして、その線において、各団体は目安をつけて予算を計上しておる、こういうことだと思ふのであります。ただもしおつしやいましたような趣旨で解釈をして、そういうふうな予算を編成しておるところがあるといったすれば、これは何かの誤解じやないかと考えております。

○床次委員 当委員会におきましては、地方財政の確保につきまして、かねがね検討いたしておりますが、現在まで審査いたしました結果から見ますと、非常に懸念すべき点が多いのであります。特に今回野村地方財政委員会委員長から御報告もいただきましたので、この点が明瞭になりましたので、私もが平素から心配いたしておりましたことが、如実に現われて来たものと存じます。なおこの問題に關しまして、大蔵大臣からいろいろ所見を伺いましたが、私も大蔵大臣の説明によつては満足できない。大蔵大臣の言われまことに、多分に、いまだ地方財政の事情に対して認識を持つておられないと思われ点が少くないのであります。現状のままに推移いたしましたならば、本年におきましては、もちろん、将来の地方財政に對しては、非常に悪影響を與えるという事を憂うものであります。ここに地方財政確保に關しまして当委員会として意思表示をいたしまして、もつて必要な措置を講じたいと思ひます。ここに緊急動議として、地方財政確保に關する件に對して、皆様方の御決議をいただきます。なお委員長におかれまし

て、その決議に基きまして、国会の決議として、それ／＼の処置をとり、政府をしてすみやかに必要な措置を講じ得るよう、お運びをいただきたいと思ひます。委員各位の御賛同を得たいと存する次第であります。ここにその大要を朗讀いたします。

地方財政の現状は、このままに推移するときは、その円滑なる運営に重大なる支障を来すおそれがあると認められる。これがためには、地方財政委員会の意見書に述べられたごとく、地方財政平衡交付金を増額するとともに、シャウプ二次勧告に示された措置をすみやかに講ずる必要があると認める。政府はすみやかに適當なる措置を講ぜられたい。

以上通りであります。

○前尾委員長 それでは、さうう決定いたします。

○山手委員 この決議案はこの委員会で満場一致きまつたわけでございますが、予算委員会には、もちろんこの決議案の趣旨に基いて、動いていただくなければならぬと存するものであります。委員長の方でいろいろ関係方面と折衝される必要もあるかと思ひますが、本会議でこの趣旨を決議するうちに、予算委員会はもう数日のうちに終りに迫つて来ておりますので、できるだけすみやかにこの決議を本会議に上程し得るよう、はつきりやつていただきます。と思ひます。

○藤田委員 ただいま山手委員から発言がございましたが、ちよつと字句の

關係その他で誤解があるといけませんから、私から補充いたします。決議案と申しましたが、実は地方財政確保に關する件を当委員会として決議したわけでございます。本会議と違ひまして、決議案ではございません。委員長は職責におかれまして、地方財政確保に關する件を關係方面にしかるべく審処していただきたい。それ以上具體的にい／＼申し上げることは、委員長は職責でちやんときまつておりますから差控えたいと思ひますが、万事宜しくお願いいたします。

○前尾委員長 承知いたしました。

○門司委員 今藤田君からせつかく御意見がございましたが、私もこれにはどうもびんと来ないのであります。実は当委員会で先ほど決議いたしました事項につきましては、單に当委員会の決議というよりなことでなくて、地方財政の上からきめて重大な問題であります。特に都道府県の知事が會議を開き、あるいは市町村長が會議を開き、それ／＼地方の自治体は、今日この問題を非常に大きな問題として取上げて参つておるのであります。従つて今本委員会で決定をいたしました案件につきましては、これをぜひ本会議に一応上程をいたしまして、さうして全議員の意思として、ひとつ政府にこれを送達することが、私は決議いたしましたことの最も効果的のものであるというように考えておりますので、ただ單に当委員会できめるといふことではなくして、實際の効力といたしましては、さういふ手続が當然とらるべきである。同時にこの委員会の意見というものは、これは何も關係方面の了解はいらぬと思ひますので、一応予算委員

會に、われ／＼の意思表示を委員長を通じて行つていただきたい。さらに運営委員会にこれを諮つていただきたい。私から先ほど申し上げましたようなことの實現をするために努力をしていただきたい。さう考へておるのであります。この点についてひとつ一応のお願いを願ひたいと思ひます。

○河原委員 床次徳二君提出の決議案は、本来ならばこれは決議案を要せずして、議員の手で、どうにでもできる権限を持つた議員が政府に要望する。または關係方面に要望するといふ趣旨に基いておるものであります。私もさういふことは、穩健なる方法をもつて——平衡交付金を増額いたしますれば、増税をいたしますが、他の面を削るかのどちらかをしなければならぬわけであります。さういふことにつきましては、穩健なる方法で趣旨を貫徹したいという民主黨方面の意に賛成したのであります。ただこれを増額しさえすれば、ほかはどうなつてもいいというふうな趣旨でない意味の賛成でありますので、さういつた意味合いにおきまして、ただこの問題だけを取上げて、さうしてほかは顧みないというふうな行き方の門司君の意見には、同調しがたいのであります。

○前尾委員長 この決議案については、万場御異議なかつたのですが、この取扱ひ方については、あとでよく御相談してきめることにいたします。

○門司委員 今委員長の裁量で、あとで相談するといふお話であります。今の河原委員の御意見であります。私もさういふ意見には承服しかねるのです。これが認められなければ税金を上げなければならないからと

いうお話があつたのですが、私ももしこれを認めることのために、地方の住民の負担が非常にふえるとは思は考へておらないのです。これは予算の内容を見ますと、私もそれはそれらのものをし得る可能性は十分あると思つてゐる。さういふことを十分検討しないで、ただちにこれは税金に關係するからけしからぬといふことは——私も政府與黨ではありませんが、政府の立場に立つて物を考へるということだけは、この機会にぜひ避けていただきます。われ／＼の立場においてこれを要求するということに、ひとつ御決定を願ひなければ、大蔵大臣のような氣持で議論をいたしますと、いつまでたつても議論のけりがつきません。

○前尾委員長 それだけの決議をしたということにして、本日はこれには散會したいと思ひますが……

○立花委員 もう一つ、地方財政委員會に念を押しておきたいのですが、この間、平衡交付金の取扱ひ方につきまして、萩田局長がこれはもう地方にかつてに使用すのだというふうな言われただけで、この意見書によりまして、明らかに地方公務員の給与ベースの改訂。年末手当支給等のため八十八億円と、はつきり書いてあります。だからあなたの方の考へで、地方へやつてしまつて、地方がかつてに使用ののだといふことになつて参ります。——私もこれに賛成いたしますのは、多分に地方公務員の年末手当あるいはベースアップの財源が得られるのだという建前のものと、賛成している。だから私もこの額だけで賛成をしたのではなしに、さういふ詳細な点の地方財政

委員会の意見に賛成したわけでありま
す。この点が明確にやはり下までおり
るように、ひとつお願いしたいと思
いますが、この点委員長はどういうふう
にお考えになつておりますか。

○萩田政府委員 平衡交付金は、この
法律をあらんになればおわかりになり
ます通り、算定の基礎というものと使
途というのは、全然別の問題でありま
す。算定の基礎にこの新しい経費を入
れたわけでございます。使途につきま
しては、法律で条件をつけることはで
きない。しかしおのずから財政需要に
応じてこれだけふえたのでありますか
ら、原則としては、地方団体は新しい
財政需要に応じて、これを使うとい
うことは期待できます。

○前尾委員長 この際お諮りいたしま
すが、ただいま審議中の地方公務員法
案について、人事委員会及び文部委員
会よりそれ／＼本委員会と連合審査会
を開会したい旨申入れがありました。
なお労働委員会におきましても、近く
申し入れるとのでありますので、こ
れら三委員会と連合審査会を開くこ
とに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○前尾委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

なお連合審査会開会の日時は、各委
員長と協議いたしますが、本委員会と
いたしましては、十二月二日午前十時
より開会することにいたしたいと思
います。
それでは本日はこれにて散会いたし
ます。

午後六時十七分散会

昭和二十五年十二月八日印刷

昭和二十五年十二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所